

分野別施策の検討資料(現行戦略に基づく既存取組)

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
家庭のエネルギー消費を効率化・抑制する	家庭用機器の効率化	家庭用の高効率機器への転換・選択を促進する	家電の省エナラベル掲出制度	・「家電の省エナラベル掲出制度」(販売店における省エナラベルの掲出義務)を拡充し、現行の3機器(エアコン、冷蔵庫、テレビ)に加え、電気便座と蛍光灯器具を対象とする ・統一省エナラベルの対象が拡大次第、制度の対象とする機器を追加(P32)	・長野県地球温暖化対策条例で対象の5機器を5台以上展示する販売店に対し省エナラベルの掲出を義務化(エネルギー消費が大きく、日常活動での使用時間が長い5品目が対象) ・県職員による掲出店舗の確認 ・実施年度H18～(エアコン・冷蔵庫・テレビ) ・条例改正によりH26～照明器具・電気便座を追加	掲出率 ・H25 96.6%(掲出数7,404/確認数7,663) ・H26 94.8%(6,324/6,671) ・H27 96.6%(6,884/7,127) ・H28 97.7%(8,595/8,796) ・H29 96.4%(6,608/6,857) ・H30 92.7%(6,626/7,148) ・H31 90.0%(6,841/7,597)	・新たに省エナラベル掲出制度の対象となった電気便座と蛍光灯器具の掲出率は、他の品目と比較すると未だ低い ため、引き続き周知の徹底が必要 掲出率 ・H28 電気便座75.4%、蛍光灯器具79.5% ・H29 電気便座71.2%、蛍光灯器具50.0% ・H30 電気便座79.4%、蛍光灯器具75.0% ・H31 電気便座72.6% 蛍光灯器具100% ・掲出がない店舗(主にホームセンター)への周知・徹底	拡充	1	家電の省エナラベル掲出制度	・「家電の省エナラベル掲出制度」(販売店における省エナラベルの掲出義務)において、現行の対象機器(エアコン、蛍光灯器具、テレビ、冷蔵庫、電気便座)に加え、 電気冷蔵庫を対象 とし、引き続き購入や買換えの機会を捉えて高効率機器への選択・転換を促進します。 ・統一省エナラベルの対象が拡大次第、制度の対象とする機器を追加するとともに、 ライフスタイルの変化に応じた統一省エナラベルの対象の拡大・変更について国へ要望します。	ゼロカーボン推進室	・番号1～2, 5, 6, 7～10 電気・ガス・石油製品使用量
	家庭用機器の効率的使用	省エネに係る情報や学習機会を提供する	家庭の省エネサポート制度	・県民の求めに応じて、ライフスタイルを診断し、環境に配慮できる手法を助言するため、家庭の省エネ行動を支援する新たな「家庭の省エネサポート制度」を構築・実施 ・企業や団体が県民との接点機会を活用して行う省エネアドバイザーによる個別の県民に対する省エネアドバイス・省エネ診断活動と、市町村等と協力して行う省エネ講習会を連携させて実施(P32)	・エネルギー供給事業者の社員を家庭の省エネアドバイザーに認定し、業務で家庭を訪問する際に、省エネアドバイスや簡易診断を実施(目標:H29年度までに延べ10万件実施) ・市町村等が実施する講習会や環境イベントを支援 ・実施年度H25.9～	省エネアドバイス等件数 ・H25～H29 118,029(目標:10万件) ・H30 35,534(アドバイス35,136、簡易診断398) ・H31 64,460(64,394、66) ・累計 218,023(215,821、2,202) 講習会等の支援 累計161件 協力事業者126者、アドバイザー544名 信州協働大賞受賞(H28.3)	・アドバイザー実施による効果を定性的に把握できる一方で、定量的に把握することが困難 →定量的な把握: アドバイス後の行動変容(省エネ機器への買替え等)の有無や削減効果などの可視化 ・県民の省エネに対する意識の向上	拡充	2	家庭の省エネサポート制度	・県民の求めに応じて、ライフスタイルを診断し、環境に配慮できる手法を助言する「家庭の省エネサポート制度」において、多様な事業者との連携により、省エネ・ 創エネ・蓄エネ・再エネ電力へのスイッチングなど、エネルギー全般のマネジメントについて助言し 、ゼロカーボンに向けた県民の行動変容を支援します。 ・ 多様化する県民のライフスタイルにに応じ、インターネットの活用など、一人一人に届く効果的な支援方法や民間団体との連携を検討します。	ゼロカーボン推進室	
			参加型の環境学習の仕組みづくり	・「信州ESDコンソーシアム」やユネスコスクールなどの団体と連携し、環境教育に加えて経済・社会の課題を学ぶESDを推進することで、持続可能な社会を支える人材を育成 ・環境エネルギー分野の実践的な行動の変容につなげるため、県内の環境教育に関する情報を一元化して統合的に発信し、地域における環境教育や体験機会に県民が参加しやすい環境を整備するとともに、企業を含む多様な主体の学習意欲を喚起する参加型の環境教育・体験機会を提供する団体等の活動を支援 【中間見直し】(環境カレッジ)	・地域講座(地域で広く参加者を募るもの)と学校講座(学校での出前講座)を実施(目標:2022年度受講者12,000人) ・魅力ある講座づくりとしてカリキュラムコースを開設 ・WEBサイト等を活用した発信力の強化 ・交流会を開催し、講座実践者を支援	会議等への出席や、信州環境カレッジを活用してESDの推進を図るなど、連携を進めているところ(R1末) ・地域講座数229、受講者延べ8,185人(うちカリキュラムコース講座数133、受講者延べ6174人) ・学校講座数45、受講者延べ3,562人	・講座実践者の意見を取り入れ、制度をより良いものにするための見直しを常に行っていく必要がある。 ・信州環境カレッジの知名度が低く、若者の参加が少ない。	拡充	3	信州環境カレッジ	・信州環境カレッジが地域における環境教育や体験機会を県民へ提供する中枢として、講座実践者と県民を繋ぎ、持続可能な社会構築に向けた人材を育成します。 ・ ITを活用したWEB講座によって時間及び場所の制約を受けない学びの場を用意することにより、リアルとバーチャルの両講座を提供し、どこでも学べる環境を整備するとともにSNS上での講座実践者と受講者又は受講者同士の交流を促し、関心の輪を広げます。 ・ 知の拠点である地元の大学等と連携し、協働講座を開催することにより、県民に「より深い学び」を提供します。 ・ 市町村が開催する地域住民を対象とした環境に関する勉強会等について、連携協働して「学びの広がり」を支援していきます。	環境政策課	
								新規	4	ゼロカーボンミーティング	・ 気候変動危機に対して、あらゆる立場・世代の県民が学び、共に行動し、それを発信する場として、ゼロカーボンミーティングを開催し、脱炭素社会づくりに向けた県民運動を展開します。	環境政策課	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
事業活動のエネルギー消費を効率化・抑制する	大規模事業者の取組促進	エネルギー使用状況を把握し、効率化・抑制を計画する	事業活動に係る地球温暖化対策計画書制度	・「排出抑制計画書制度」を拡充するとともに、現行の「自動車環境計画書制度」と統合し、「事業活動温暖化対策計画書制度」とする ・対象事業者の拡大(県内事業所で合計して原油換算1,500kl／年以上のエネルギーを使用している事業者等)、計画年度の複数年度化、交通や物流等の視点の追加、県による助言・指導・評価・表彰等の実施 ・電気やガス等のエネルギー供給事業者やそれらの事業者団体などに対し、エネルギー供給における低炭素化や再生可能エネルギーの普及・供給拡大に係る取り組みを促すため、現行の「再生可能エネルギー計画書制度」を発展させ、エネルギー供給事業者に対する「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」を導入(P33)	・条例で対象事業者に対して計画書の提出を義務化 ・事業活動温暖化対策計画書の計画期間3年化、交通・物流の追加、作成の助言、現地確認による指導、評価を実施(表彰は29年度実施) ・実施年度H26～	【第1次計画期間】(H26～H28) ・産業・業務部門の温室効果ガス排出量(H28) 7,523千t-CO2(H25年度比▲0.6%) ・事業活動温暖化対策計画書制度対象事業者の温室効果ガス排出量(対象:287者)(H28) 3,647千t-CO2(H25年度比▲2.9%) 第1次計画期間表彰者:5者 【第2次計画期間】(H29～R1) ・産業・業務部門の温室効果ガス排出量(H29) 7,313千t-CO2(H28年度比▲2.8%) ・事業活動温暖化対策計画書制度対象事業者の温室効果ガス排出量(対象:319者)(H28) 3,849千t-CO2(H29) 3,928千t-CO2(H28年度比2.1%増)(H30) 3,900千t-CO2(H28年度比1.3%増) 立入調査件数:213件(H26～H30累計)	・事業者の計画書作成に係る業務負担が大きいといった声や、評価基準について再エネの導入が反映されていない、原単位が減ったが排出量が増えた事業者の評価が低いなど、事業者から意見がある。 ・国内外の動向(RE100やSBT、SDGs等の各評価軸)を反映する必要がある。	拡充	5	事業活動温暖化対策計画書制度	・一定規模以上の温室効果ガスを排出している大規模事業者(エネルギー需要サイド)について、引き続き「事業活動温暖化対策計画書制度」を運用し、事業者自身によるエネルギー使用状況の確実な把握及び効率化・排出抑制の計画的な推進を促します。更に、助言、現地確認による指導、評価、表彰等の実施により事業者を支援します。 ・電力自由化が開始され、事業者の省エネ対策もある程度浸透してきたことから、今後は低炭素電力や再生可能エネルギーを導入する取組も評価します。 ・あわせて、排出量削減に資する国内外の各イニシアチブ(RE100やグリーンボンドの発行、TCFDへの賛同等)や県の取組(長野県SDGs推進企業登録制度、自転車通勤の推進等)にコミットする事業者を評価します。	ゼロカーボン推進室	
		事業活動用の機器を効率的に使用する											
		事業活動用の機器を高効率化する											
	中小規模事業者の取組促進	意欲的な事業者の取組を評価する	地球温暖化対策計画書の任意提出制度	・意欲的な中小規模事業者が「事業活動温暖化対策計画書制度」へ任意参加でき、県による助言・評価・表彰などを受けられるようにする ・環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)の導入に向けた研修会の開催や、県が財やサービスを調達する際に価格以外にEMSの取組を考慮する仕組みづくりの検討などによりEMSの導入促進を図り、事業者のエネルギー管理の取組を支援(P33)	・条例で対象事業者に対して計画書の提出を義務化 ・事業活動温暖化対策計画書の計画期間3年化、交通・物流の追加、作成の助言、現地確認による指導、評価を実施(表彰は29年度実施) ・実施年度H26～ ・中小規模事業者向けのエコアクション21導入・構築のための研修会を開催し、事業者の取組を支援している。	任意提出実績:4社 ・エコアクション21認証登録件数 H28 267件 H29 278件 H30 283件 県内登録事業者のCO2排出削減量(対象事業者:257社) 9938t-CO2(前年又は基準年度比△4.4%) ・入札参加資格での加点 県内に本店を有する業者についてエコアクション21の認証登録をすると加点	・任意提出に対する事業者の動機付けとなるものは、事業者の環境対策へのPRの他、県の現地確認による省エネ助言や評価、表彰があるが、そのメリットが伝わりづらい。 ・県内中小規模事業者8万社余のうち283社の登録にとどまっており、エコアクション21の登録事業者数をいかに増やしていくか。 (H30年度登録事業者比率:0.4%) ・エコアクション21の登録に際してのメリット啓発方法の検討	拡充	6	事業活動温暖化対策計画書制度への任意参加	・中小規模事業者の意欲的な取組を評価するため、「事業活動温暖化対策計画書制度」への任意参加を促し、県による助言・評価・表彰などを引き続き実施します。 ・中小規模事業者の任意参加を促すため、金融機関と連携した支援(金利優遇等)について検討します。	ゼロカーボン推進室	
								継続	7	EMSの導入促進	・環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)認証登録企業に対し入札参加資格における加点等の支援を引き続き行うとともに、EMSの導入・継続に向けた研修会を充実することなどによりEMSの導入促進を図り、事業者のエネルギー管理の取組を支援します。	ゼロカーボン推進室	
		事業者間での知見の普及を促進する	信州省エネパトロール隊の支援	・「信州省エネパトロール隊への活動支援」「省エネセミナーの開催」「事例集の作成・頒布」を引き続き実施(P33)	・信州省エネパトロール隊の活動に係る旅費や隊員育成に係る費用を支援(H17～H29まで) ・H30からは中小規模事業者省エネ診断事業に移行	H17～H29累計387件 講習会4回/年、参加者数400名/年 ・H30からは中小規模事業者省エネ診断事業に移行	・製造業(産業部門)中心とした制度から業務部門等も対象とした。 ・H30からは中小規模事業者省エネ診断事業に移行	廃止	—	—	H30からは中小規模事業者省エネ診断事業(番号8)に移行	ゼロカーボン推進室	
			中小規模事業者省エネ診断事業	・業務部門の中でも温室効果ガスの削減の効果が期待できる宿泊業、病院等の業種に対する重点的な省エネルギー対策を支援するため、同業種間の省エネルギー対策の実施の程度を比較できる指標(ベンチマーク)作成、簡易的な省エネ診断による意識変容と事例の創出【中間見直し】	・簡易的な省エネ診断の実施 ・ベンチマーク(同業他社とのCO2排出量を比較できる指標)を作成(10Iにも記載)	H30診断件数:20件 R1診断件数:17件 ベンチマークの作成 対象業種①総合スーパー・百貨店②食料品スーパー③ホテル④病院⑤公務 R1年度には介護施設を追加するための調査を実施。	・省エネ診断について、事業者からの積極的な診断申込がない。その主な原因は以下と認識している。(事業者聞き取り) ①日々の業務に追われ、光熱費等の見える化(事前調査)ができない。 ②診断の時間を割けない。 ③省エネについて関心がない。 ④県の省エネ診断事業を知らない。 ・ベンチマークの展開方法について、上記のことから光熱費等を計算して指標を比較することが手間と感じている。	拡充	8	中小規模事業者省エネ診断事業	・中小規模事業者の取組を支援するため、引き続き簡易的な省エネ診断を実施し、設備投資や運用改善による省エネルギー化について指導します。 ・ベンチマーク指標を用いた同業他社との比較により、更なる意識の向上を促すとともに、モデル事例を創出し、水平展開を行います。 ・関係団体等と連携して事業者へ周知をしていくとともに、省エネに関する相談窓口であるプラットフォームの構築を検討します。	ゼロカーボン推進室	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
事業活動のエネルギー消費を効率化・抑制する	他の事業者の模範となる先進的なモデルづくり	高度な目標を掲げ、取り組む事業者を支援する	事業者との協定制度	・事業者が温室効果ガスの排出抑制について、一定の基準を満たす意欲的な取組を自主的に行うことを促進するため、県と事業者間での「協定制度」を設ける ・省エネやフロン類等の対策、未利用エネルギーの活用等について、意欲的な目標を設定し、目標達成のための取組を実施する事業者と複数年度の協定を締結する ・事業者は、県に対して取組状況・結果を報告し、県は、事業者に対して支援を行う(P33)	なし	実績なし	意欲的な事業者は自発的に省エネを推進するため、施策効果が薄い。	継続	9	事業者との協定制度	・事業者が温室効果ガスの排出抑制について、一定の基準を満たす意欲的な取組を自主的に行うことを促進するため、省エネやフロン類等の対策、未利用エネルギーの活用等について、意欲的な目標を設定し、目標達成のための取組を実施する事業者と、事業課題に応じて協定の締結を行います。 ・協定を締結した事業者は、県に対して取組状況・結果を報告し、県は、事業者に対して支援を行います。	ゼロカーボン推進室	
	事業者間の連携・協力の促進	事業者間での知見の普及を促進する	業種・業態別協議会	・「長野県温暖化対策病院協議会」「長野県温暖化対策商業施設協議会」「長野県温暖化対策宿泊施設協議会」の活性化や組織化を推進 ・病院や事業者が取り組む自主的な温暖化対策の推進、宿泊事業者が取り組むアメニティ軽減につながる取組や環境負荷軽減活動などを支援(P33)	会員数 病院:90、商業:45、宿泊:1,068 ・各協議会で研修や意見交換等を実施 ・実施年度H20～	排出削減量(病院協議会) 目標:原単位を年率平均1%以上削減 実績:▲1.04% 研修等実績(毎年) 病院:研修会3回 商業、宿泊:研修会1回	・業界内の自主的な取組につながっていない。 ・他部局との連携を強化する必要がある。	拡充	10	業種・業態別協議会	・「長野県温暖化対策病院協議会」「長野県温暖化対策商業施設協議会」「長野県温暖化対策宿泊施設協議会」において、病院や事業者が取り組む温暖化対策の情報を共有し、それぞれの自主的な取組を推進します。 ・他部局と連携し、省エネに係る優良事例の水平展開を効率的に実施します。	ゼロカーボン推進室	
			指標を活用した支援の仕組みづくり	・業務部門の中でも温室効果ガスの削減の効果が期待できる宿泊業、病院等の業種に対する重点的な省エネルギー対策を支援するため、同業種間の省エネルギー対策の実施の程度を比較できる指標(ベンチマーク)作成、簡易的な省エネ診断による意識変容と事例の創出【中間見直し】(ベンチマーク)	・事業活動温暖化対策計画書制度のデータやアンケート等により、ベンチマークを作成(H30～)	ベンチマークの作成 対象業種①総合スーパー・百貨店②食料品スーパー③ホテル④病院⑤公務 R1年度には介護施設を追加するための調査を実施。	・ベンチマーク活用によるメリットが理解されていない。 ・7の省エネ診断事業と連携が十分でないこと	継続	—	—	番号8の取組と統合	ゼロカーボン推進室	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
環境エネルギーに 配慮された建築物を普及 する	新築建築物の取組 促進	環境エネルギーに配慮された建築物の 選択を促進する	建築物における環境エネルギー性能 検討制度	・「建築物環境配慮計画書制度」を 拡充し、建築物における「環境エネルギー性能検討制度」を実施 (P34)	長野県地球温暖化対策条例により戸 建て住宅を含む原則全ての建築物を新 築する場合、環境エネルギー性能検討 を義務化	新築戸建住宅の省エネ基準等への適合 割合: 83.5% (H28～R1 平均) 2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件 数 H29年度: 25件 H30年度: 21件 R1年 度: 33件 検討制度の普及による、建築物の建築主 の意識高揚	建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律の改正に伴い、2021年4 月から300㎡以上の非住宅に省エネ基 準への適合が義務化されるため、条例 で届出対象とする規模要件について検 討が必要。	拡充	11	建築物環境 エネルギー 性能検討制 度	建築物の環境エネルギー性能 (BEIなど)を客観的に評価できる 指標に基づき、建築主が建築時 に省エネルギー性能を検討し、よ り省エネルギーに配慮した建築 物を促す制度である「建築物環境 エネルギー性能検討制度」におけ る 届出対象規模引き下げを検討 します。	ゼロ カーボ ン推進 室 建築住 宅課	・番号11～14 エネルギー性 能別の新築建 築数(長期優 良住宅認定件 数、低炭素建 築物建築等計 画認定件数)
				・県有施設に関しては、県有財産の ファシリティマネジメントにおける県 有施設の省エネ改修等に係る協議 制度を通じて、環境エネルギー性 能に配慮した新築を促進するほ か、県の協議制度の仕組みや経験 を市町村などに対して発信 (P34)	第5次長野県職員率先実行計画の温 室効果ガス排出量削減目標の達成に 向け、事業費が概ね500万円以上の施 設の新築等について県有施設の省エ ネ改修等に係る協議制度を実施し、県 有施設の新築時等に係る省エネル ギー化を推進	・県立武道館の新築において、協議結果 を踏まえ、地中熱導入設備を導入 ・H30年度には、協議様式を財産活用課 実施している優先度評価の様式に統一し た。	・予算要求等に係る資料作成の技術的 な知見や経費がない。 ・協議後の設計へ反映状況や効果検証 などの追跡調査が必要。	拡充	12	県有施設省 エネルギー 改修等協議 制度	新築する県有施設に関しては、県 有財産のファシリティマネジメント における「県有施設省エネルギー 改修等協議制度」を通じ、原則と してZEB化とするほか、より効率 的かつ効果的な協議制度の仕組 みを検討します。	ゼロ カーボ ン推進 室	※ 県独自の環 境エネルギー 性能基準の目 標設定に合わ せ、エネル ギー性能別の 種類を再検討
			低炭素建 築物新築等計 画認定、建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 認定の促進	・エコまち法に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定を促進 ・建築物省エネ法に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の認 定を促進。 ・環境エネルギー性能の高い住 宅、建築物の設計、技術、機能等 を評価する仕組みなど、新たな知 見を取り入れた施策を検討、導入 (P34,35)	長野県地球温暖化対策条例の講習会 等において、低炭素建築物の認定制度 等について周知を図る	低炭素建築物新築等認定件数 H28 52件 H29 35件 H30 37件 R1 36件 性能向上計画認定の認定件数 H28 12件 H29 26件 H30 24件 R1 21件	認定住宅を供給する事業者が一部に 限られる。	拡充	13	・建築物の環 境エネル ギー性能基 準の目標の 設定 ・環境配慮型 住宅助成制 度	高度な環境エネルギー性能を有 する建築物の普及については、 法に基づく認定建築物の普及促 進を図るとともに、 住宅における 省エネ基準を上回る県独自の目 標の設定及び助成制度の創設 や、環境エネルギー性能の高い 住宅、建築物の設計、技術、機能 等を評価する仕組みなどを取り入 れた施策を検討し、導入します。	建築住 宅課	
			ふるさと信 州・環の住ま い認定制度	・ふるさと信州・環の住まい認定制 度の活用 (P34)	認定住宅の建設費用の一部を補助 「ふるさと信州・環の住まい助成金」 (H27まで) 「信州型健康エコ住宅助成金」(H28か ら) 「環境配慮型住宅助成金」(H30から)	認定(助成)件数 ・H25 182件 ・H26 143件 ・H27 150件 ・H28 151件 ・H29 164件 ・H30 132件 ・R1 141件	助成金を活用する事業者の拡大が必 要。建築物省エネ法による小規模住宅 の省エネ基準への適合義務化の動向 を注視する必要がある。						
		建築事業者の 技術向上を促 進する	長野県住ま いづくり推進 協議会	・県と関係団体によって組織する 「長野県住まいづくり推進協議会」 と連携し、技術講習会の開催や評 価ツールの普及などを実施 ・国の2020(平成32)年度まで段階 的に建築物の断熱性能を規制する 方針(「低炭素社会に向けた住まい と住まい方」の推進方策について 中間とりまとめ)に着実に対応で きるよう取り組む (P35)	県単独又は建築関係団体との共催に より、評価ツールの普及を図るための 講習会を開催	講習会受講者数 H25 908人 H26 825人 H27 169人 H28 132人 講習会の開催等により評価ツールの普 及成果が得られた。	建築物省エネ法の改正など、建築物に 係る省エネ政策の動向を注視し必要に 応じて技術講習等の検討が必要。	拡充	14	長野県住ま いづくり推進 協議会との 連携	・県と関係団体によって組織する 「長野県住まいづくり推進協議 会」と連携し、省エネ関連の講習 会等の開催を実施し、事業者や 設計者の技術向上を図ります。 ・ 建築物省エネ法に基づき実施さ れる設計者による建築主への省 エネ性能の説明が適切になされ るよう連携を図ります。	建築住 宅課	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
環境エネルギーに 配慮された建築物を普及 する	既築建築物の取組 促進	既存住宅の断熱改修を促進 する	省エネリフォーム助成 制度等	・ビルなどの事業用の建築物については、「事業活動温暖化対策計画書制度」を通じて対策を促す ・県有施設に関しては、県有財産のファシリティマネジメントにおける県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を実施し、県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を通じて、環境エネルギー性能に配慮した改築を促進するほか、県の協議制度の仕組みや経験を市町村などに対して発信 ・既存住宅については、リフォーム助成制度等の活用や環境エネルギー性能の診断の仕組み等、環境エネルギー性能を高める改修を誘導できるよう、新たな知見を取り入れた施策を検討、導入 ・「長野県住まいづくり推進協議会」と連携し、建築事業者の住宅リフォーム技術の向上への取組を支援(P35)	第5次長野県職員率先実行計画の温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、事業費が概ね500万円以上の施設の改修等について県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を実施し、県有施設の新築時等に係る省エネルギー化を推進	・H28 63件 ・H29 39件 ・H30 77件 ・R1 71件 設備の改修時においては省エネ対策が設計に盛り込まれやすく、協議により計画的な省エネ推進が可能。 ・H30年度には、協議様式を財産活用課実施している優先度評価の様式に統一した。	・予算要求等に係る資料作成の技術的な知見や経費がない。 ・協議後の改修に係る実施状況や改修後の効果検証などの追跡調査が必要。 ・省エネ協議の実施結果が改修の優先度に反映されない。	拡充	15	事業活動温暖化対策計画書制度	事業用の建築物については、「事業活動温暖化対策計画書制度」を通じて引き続き省エネ対策を促します。	ゼロカーボン推進室	
								拡充	16	県有施設省エネルギー改修等協議制度	県有施設については、県有財産のファシリティマネジメントにおける「県有施設省エネルギー改修等協議制度」を通じ、環境エネルギー性能に配慮した改修を促進するため、 より効率的かつ効果的な協議制度の仕組みを検討し 、その仕組みや経験をモデル化して発信します。	ゼロカーボン推進室	
					既存住宅について、省エネリフォームの費用の一部を助成 「信州型住宅リフォーム助成金(一般型、移住促進型)」(H29からは省エネ性能向上を重視した制度に見直して実施) 「信州型住宅リフォーム助成金(省エネ先導モデル型)」(H28～29 大規模な省エネリフォームの支援と、事例集による情報発信、啓発) 新築に対する助成制度と統合した「環境配慮型住宅助成金」(H30～)	信州型住宅リフォーム助成件数 H25 217件 H26 182件 H27 160件 H28 122件 H29 152件 H30 251件 R1 255件 モデル的省エネリフォーム事例集の作成・配布 H29 5,000部	・大規模な省エネリフォームの普及啓発 ・省エネリフォーム技術の向上 ・住宅の総数に比した助成件数は少なく、影響が限定的 ・既存住宅の省エネ診断や情報提供など、環境エネルギー性能を高める改修を誘導する仕組みの普及が必要	拡充	17	環境配慮型住宅助成制度	・ 省エネリフォームによる効果として、新たに得られつつある健康に与える影響について、エビデンスの収集に努め、既知の効果と併せた普及啓発により、改修を誘導します。 ・ 省エネ基準を上回る基準を達成する省エネリフォームに対する助成制度を創設します。 ・ 省エネリフォームに関し、適切な設計・施工が可能な業者の育成と周知を行います。(リフォーム業者の認定制度等の検討)	建築住宅課	
		環境エネルギー性能の簡易診断の仕組みづくり	モデル事例の創出と周知・啓発	・県有施設や公営住宅、既存住宅の改修機会を捉え、建築物の種類ごとに断熱改修等のモデルとなる事例を創出【中間見直し】	居住環境の改善と建物の長寿命化を図るため、維持管理が必要な老朽化した既存住宅から厳選して、全面改修を実施。	・改修前後におけるエネルギー消費量の比較検証等 ・灯油使用量については断熱改修後が改修前に比べて約半分程度であることを確認 ・結果をホームページで公表	県の事例を市町村に広く周知し市町村でも公営住宅の改修を促進していく事が必要	拡充	18	県営住宅の高断熱化等	・ 県営住宅のゼロエネ化に向けて、新築する県営住宅の高断熱化・設備の高効率化等を漸次進めるとともに再生可能エネルギーの導入を推進します。	公営住宅室	
				・住宅流通時における既存住宅状況調査など、企業や団体が県民と接する機会を活用し、既存建築物の環境エネルギー性能を簡易的に診断する仕組みを構築することで、断熱改修等の検討の初期段階における投資判断を促進【中間見直し】(建築物の省エネ改修サポート制度)	・省エネ改修サポート事業者(施工業者、設計事務所等)、省エネ改修アドバイザーの認定、登録。 ・一般向けセミナー、アドバイザー向け講習会を開催し、省エネ改修の効果を広く周知するとともに、省エネ改修アドバイザーの育成を実施。 ・インスペクションの機会や県民からの申込を受けた際に、省エネ改修アドバイザーによる簡易診断を実施。	簡易診断 7件(R1) 一般向けセミナー 4回開催(R1) アドバイザー向け講習会 4回開催(R1) サポート事業者83者、アドバイザー90名(R2.7)	・事業者側からの簡易診断のアプローチが行われていない。 ・事業者への周知はある程度行われているものの簡易診断の一般県民に対する周知が不足している。 ・インスペクション件数が伸びていない。 ・不動産売買における省エネ性能の低さが販売のリスクになるという意識がある。	拡充	19	建築物の省エネ改修サポート制度	・引き続き、住宅流通時における既存住宅状況調査など、企業や団体が県民と接する機会を活用し、既存建築物の環境エネルギー性能を簡易的に診断する「建築物の省エネ改修サポート制度」を実施します。 ・ 事業者及び県民に対して断熱改修等の必要性をライフステージに合わせて周知するなど、効果的な広報を実施します。 ・ 環境配慮型住宅助成制度等との連携(助成の要件とするなど)や家庭の省エネ改修サポート制度との連携(建築物の省エネと節電等のアドバイスを一体的に行う仕組みの構築)を検討します。	ゼロカーボン推進室	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
環境エネルギーに 配慮されたまちづくりを進める	環境負荷 の低い交通・運輸への転換	交通政策と環境政策の連携を図る	新たな総合交通ビジョン	・長野県の交通のあり方を示す「長野県新総合交通ビジョン」において、環境エネルギー政策の視点を盛り込む (P36)	・H25.3策定の同ビジョンに県が取り組むべき施策の方向性として、公共交通とマイカーの使い分け、自転車の積極的利用、燃費性能の良い自動車の普及などを盛り込み済み ・実施年度H24 (計画期間：～2027(R9))	・長野県モビリティ・マネジメント検討チームを設置し、公共交通における利用促進策の普及方法等について検討(5回、H27)し、報告書をとりとめ ・県内EV,PHV保有台数(年度末) H25:1,178、H26:1,623、H27:2,020、H28:2433、H29:3427	・公共交通利用促進における、県全体の機運醸成に向けた具体的施策のあり方の検討が必要	継続	20	長野県新総合交通ビジョンに基づく施策の推進	「長野県新総合交通ビジョン」に位置付けられた、公共交通とマイカーの使い分け、自転車の積極的利用、燃費性能の良い自動車の普及などの施策を推進します。	交通政策課	・番号20～25 交通分担率 (公共交通機関、自動車)
		公共交通を維持・活性化する	広域幹線バスに対する支援	・市町村が中心となり取り組んでいる地域協議会などにおいて、地域の実情に応じた効果的な方策の検討を支援するなど、住民の生活に欠かせない地域公共交通の確保維持を促進 (P36)	・国、県、市町村、乗合バス事業者等と協議の上、地域間幹線系統確保維持計画を策定し、対象バス路線運行に補助(運行欠損費・車両減価償却費を補助) ・実施年度H23～ ・県がバス車両を購入し、乗合バス事業者へ貸与 ・実施年度H27～	・補助実績:5社、197,791千円(R1実績)→長電、アルピコ、千曲、上田、信南 ・貸与実績:3社、3台(R1)→長電、千曲、上田	・一部の補助対象バス路線の利用者減少に伴い、バス事業者又は沿線市町村の赤字補填額が増加しており、路線の維持・確保に影響を与えている。	拡充	21	広域幹線バス及び地域鉄道に対する支援	・市町村が中心となり取り組んでいる地域協議会などにおいて、地域の実情に応じた効果的な方策の検討を支援するなど、住民の生活に欠かせない地域公共交通の確保維持を促進します。 ・国・沿線市町村と協調して地域鉄道事業者が安全・安定輸送の確保のため実施する設備投資等に係る経費に対して支援します。 ・国・沿線市町村と協調して地域鉄道事業者が実施する省エネ車両(鉄道・バス)の導入に係る経費に対して支援します。	交通政策課	
		自動車から公共交通利用への転換を促進する	通勤・来客交通計画書制度(事業活動計画書制度と一体)	・通勤や来客の交通について、事業者が自主的に転換を促進するよう「通勤・来客交通計画書制度」を設け、「事業活動温暖化対策計画書制度」と一体で運用 ・公共交通利用促進の取組として、従前から実施している「バス・電車ふれあいデー」を継続して実施 (P36)	・事業活動温暖化対策計画書制度において、通勤や来客者に対する交通対策の計画を含めて運用 ・実施年度H26～ ・毎週水曜日をバス・電車ふれあいデーとして、バス・鉄道事業者から回数券割引等の協力を得ながら実施 ・実施年度S59～	・事業活動温暖化対策計画書制度において、134者(42%)が公共交通の利用促進等を実施 ・バス・電車ふれあいデーの利用者数 H29:2,252人、H30:2,064人、R1:1,756人	・事業活動温暖化対策計画書制度の中で、意識が高まるような仕組みづくりの検討が必要。 ・山間部の事業者や夜勤がある事業者は公共交通機関の導入が難しい。 ・ICカード利用者が増加している現状を踏まえ、ICカード利用者に対するポイント付与をより充実させるなど、バス・電車ふれあいデーにおける公共交通利用をさらに促す取組を検討する必要がある	継続	22	事業活動温暖化対策計画書制度	・「事業活動温暖化対策計画書制度」において公共交通の利用促進につながる取組を評価し、水平展開します。 ・従前から実施している「バス・電車ふれあいデー」を継続するなど、引き続き公共交通の利用促進につながる取組を実施します。	ゼロカーボン推進室 交通政策課	
		物流の効率化を促進する	物流計画書制度(事業活動計画書制度と一体)	・事業者が自主的かつ関係事業者と連携して効率化を促進するよう「物流計画書制度」を設け、「事業活動温暖化対策計画書制度」と一体で運用 (P36)	・事業活動温暖化対策計画書制度において、物流の合理化対策の記述欄を設け、運用 ・実施年度H26～	・事業活動温暖化対策計画書制度において、147者(46%)が物流の合理化措置を実施	・実施している事業者が半分以上。 ・対象事業者のうち、200台以上の車両を持つ27事業者のうち7者(26%)実施	継続	23	事業活動温暖化対策計画書制度	「事業活動温暖化対策計画書制度」において物流の合理化につながる取組を評価し、水平展開します。(次世代自動車への切替、再配達削減、貨客混載の取組、低炭素の新技術輸送等)	ゼロカーボン推進室	
		自動車から自転車利用への転換を促進する	自転車の利用環境の整備	・環境負荷の低い交通手段の一つとして自転車を位置付け、安全教育の徹底や自転車通行空間の整備など、ソフト・ハードの両面から自転車の利用環境の整備を促進【中間見直し】	・自転車条例ならびに長野県自転車活用推進計画に基づき、安全教育や自転車活用推進計画の推進など、ソフト・ハードの両面から自転車の利用環境の整備を推進する	・長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例の施行(H31.3月) ・長野県自転車活用推進計画の策定(H31.3月)	長野県自転車活用推進計画に位置付けた指標の達成(現状:2017→目標:2022) ・自転車事故発生件数 928→780件／年 ・自転車通行空間の整備延長 25→180km ・道の駅(県管理)のサイクルステーション化率 0→100%	継続	24	自転車の利用環境の整備	自転車条例ならびに長野県自転車活用推進計画に基づき、安全教育や自転車活用推進計画の推進など、ソフト・ハードの両面から自転車の利用環境の整備を推進します。	道路管理課	
			自転車を活用した観光振興	・健康増進効果や誰でも楽しめる手軽さなど自転車が持つ魅力を活用し、市町村や公共交通機関等と連携して、サイクルツーリズムを推進【中間見直し】	・自転車条例ならびに長野県自転車活用推進計画に基づき、サイクルツーリズムを推進	・長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例の施行(H31.3月) ・長野県自転車活用推進計画の策定(H31.3月)	長野県自転車活用推進計画に位置付けた指標の達成(現状:2017→目標:2022) ・自転車活用を政策に取り入れた市町村数 32→77市町村	継続	25	自転車を活用した観光振興	自転車条例ならびに長野県自転車活用推進計画に基づき、サイクルツーリズムを推進します。	道路管理課	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
環境エネルギーに 配慮されたまちづくりを進める	自動車使用に伴う 環境負荷の低減	環境負荷の低い自動車を普及する	自動車環境 情報提供制 度	・「自動車環境情報提供制度」を基本に、販売事業者による環境マイスター認定の取組との連携を強化(P36)	自動車の販売者に対し、自動車の「環境情報」について説明を行うことを条例で義務化	自動車の環境性能に関する情報提供は、十分に定着してきている		継続	26	自動車環境 情報提供制 度	販売者に購入者への自動車の環境性能の説明を義務付ける「自動車環境情報提供制度」の実施により、環境負荷の低い自動車の普及を促進します。	ゼロ カーボ ン推進 室	・番号26～27 低公害車保有 車両数
			長野県温暖 化対策次世 代自動車推 進協議会	・県と関係団体、事業者で構成する「長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会」を通じて、方策を検討・推進(P36)	・国のEV、PHV、FCV等支援策の動向を注視しながら、研修や意見交換を必要に応じて実施 ・実施年度H23～ ・長野県次世代自動車インフラ整備ビジョンを改定し、FCVに関する記述を追記(H30～R1)	協議会開催回数 EV関連 H23:4回 H24:4回 H25:1回 FCV関連 H30:1回	引き続き、国の動向等を注視しつつ、必要に応じて情報共有の場等として協議会を開催する	継続	27	長野県温暖 化対策次世 代自動車推 進協議会	県と関係団体、事業者で構成する「長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会」を通じて、方策を検討・推進するとともに、国の動向を注視しつつ、次世代自動車の普及に資する環境整備を促進します。	ゼロ カーボ ン推進 室	
			次世代自動 車の普及環 境整備	・「長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会」を通じて、次世代自動車の普及に資する環境を整備(P36)	・H25.6Iに長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを策定し、普及支援	・充電器設置箇所数:H30:541(急速164、普通377) ・県内EV,PHV保有台数:H29:3,427(PHV2,108、EV1,319) ・2025年までに県内4か所に水素ステーションを設置(4圏域にそれぞれ1か所)	・急速充電器の空白箇所への整備促進 ・国の充電器補助が縮小 ・EV化、カーシェア、自動運転等への対応						
		運転時の環境 負荷低減を 促進する	アイドリング・ ストップ実施 周知制度	・「アイドリング・ストップ実施周知制度」(駐車場へのアイドリング・ストップ呼びかけ掲示の義務付け)を引き続き実施(P36)	・長野県地球温暖化対策条例にて、大規模駐車場の管理者に対するアイドリング・ストップ呼びかけ掲示を義務付け ・地域振興局職員が掲示状況を調査し、未掲示の場合は掲示を指導	・対象施設の掲示率 H25 83.0% H26 82.1% H27 84.0% H28 79.5% H29 82.0% H30 78.2% (H25～30年度平均 81.5%) 調査施設数 1,658施設(H25～H30累計)	条例により掲示が義務化されているが、実施率は8割にとどまる。	継続	28	アイドリング・ ストップ実施 周知制度	「アイドリング・ストップ実施周知制度」(駐車場へのアイドリング・ストップ呼びかけ掲示の義務付け)を引き続き実施します。	ゼロ カーボ ン推進 室	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
エネルギー利用の分散化を促進する	エネルギー需給情報の把握	エネルギー供給事業者から情報提供を受ける	エネルギー供給事業に係る地球温暖化対策計画書制度	・「再生可能エネルギー計画書制度」を「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」へ発展させ、エネルギー供給事業者による県内への供給実績の報告・公表を促進(P38)	・長野県地球温暖化対策条例で対象事業者に対して計画書・報告書の提出を義務化 ・県内に電気を供給する小売電気事業者は、3ヶ年の計画期間中の電気の排出係数や自然エネ調達量の見通しを計画し、実績を共に公表。	エネルギー供給に係る情報をホームページに公表し、県民に提供。 R元年度計画書提出者数：82者	・電力自由化により、事業者側も競争戦 略上の観点から情報を一部非公表としている事業者が少数いる。 ・県民への周知。	拡充	33	エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度	・エネルギー供給事業者による県内への供給実績の報告・公表を行う「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」を引き続き実施します。 ・県民や企業等が環境に配慮したエネルギー供給事業者を選択でき、エネルギー供給事業者への再生可能エネルギーの普及・拡大につながるような公表方法やデータの活用を検討します。	ゼロカーボン推進室	
	使用時間帯等集中回避(シフト・チェンジ)	事業者・家庭での行動を促進する	信州省エネ大作戦	・夏季及び冬季を中心に、需要の時間帯が過度に集中しないよう、エネルギー利用の時間帯をずらす(シフト)、エネルギー効率の高い機器への買替えや電気以外のエネルギー源の活用(チェンジ)など、事業者及び家庭での需要を分散・抑制する行動の促進 ・効果的な需要の分散・抑制を促しつつ、無理な行動によって事業活動や生活に支障が生じないよう、適切な情報提供と行動の呼びかけによる夏季・冬季のキャンペーン「信州省エネ大作戦」を引き続き実施 ・効果的な手法やエネルギーの特性に係る情報については、事業者に対しては「事業活動温暖化対策計画書制度」や「信州省エネ/パトロール隊への活動支援」「省エネセミナーの開催」「事例集の作成・頒布」「事業者協議会」を通じて、家庭に対しては「家庭の省エネサポート制度」を通じて普及(P38) ・電力事業者と連携して電力需要の構成内訳といった電力需要の実態の把握に向けた研究も推進(本課担当課長)	・信州省エネ大作戦の取組期間を通じて広報活動を展開し、ピークカットチャレンジなどのイベントや電力ピーク発生予報の提供などを実施した。また、クール(あったか)シェア事業によりピークカットを抑制する行動を促進した。 さらに、エネルギー全体の消費量を削減する省エネ対策も重視し、削減量が少ない業務・家庭部門を対象に住宅の省エネ化を推進した。 ・報道機関を含めた信州省エネ大作戦実行委員会を設立(H28)し、ピークカットの意義や有効な方法についてより効果的な広報の実施に努めている ・年に1回、節電省エネ対策セミナーを開催	最大電力需要の実績 H25年度：▲0.5% H26年度：▲1.2% H27年度：+5.7% H28年度：+2.4% H29年度：+9.4% H30年度：+2.2% ※目標(2020年度)：H22年度比▲15%	最大電力需要の構成内訳が不明であることから、効果的な対策が困難。 最大電力需要の正確な把握が必要。 一方、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率は十分な状況であることから、節電対策よりも省エネ対策の充実が必要。	継続	—	—	番号3の取組と統合 (「長野県気候危機突破方針」を踏まえ、ゼロカーボン実現に向けた県民の「気づき」、「学び」、「実践」の機会へ転換していくことを検討)	ゼロカーボン推進室	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
既存の 水力発電所を効率的に 管理・運用するとともに、 自然エネルギーの普及・ 拡大に向け積極的 に取り組む	効果的な 電気事業 の展開		公営事業としての継続	・長野県電気事業は、公営企業として継続 ・国の動向を注視し、経営形態を含め、適切かつ柔軟に対応 ・水力発電所の新規開発・技術支援等により、地域社会に貢献するとともに、さらなる自然エネルギーの普及・拡大に寄与する(P44)	・県内に17の水力発電所を有し、最大出力合計は約10万kW(R2.4現在)で、全国26公営企業事業者の中では第9位の規模となっている。 ・電気事業で得た利益の一部を県の一般会計に拠出し、地域へ還元	・平成24年度以降黒字を確保し、良好な経営指標を継続 ・R2年度予算で一般会計への繰り出しとして4.5億円を計上	発電所施設の老朽化(建設から40年以上経過した発電所が9か所)	拡充	34	新規水力発電所の整備等	・ 新しい水力発電所の建設と基幹発電所の大規模改修等による出力増強等により、再生可能エネルギーの供給を拡大します。 ・ AI・IoTなどの先端技術を活かした運転監視の高度化・効率化を図るスマート保安を推進するとともに、大規模災害時に電力を供給する地域連携水力発電マイクログリッドの構築等により電力を安定的に供給します。 ・ 企業局電力のブランド化により電力の地消地産と大都市圏との連携を推進するとともに、未来に向けて売電のあり方を検討します。 ・ 先端技術等を活用して中山間地域の課題解決を図る企業局の発電所立地市町村の取組を支援するとともに、企業局としての事業の創出を研究します。 ・電気事業の利益を水力発電供給拡大に向け積極的に投資するとともに、一般会計に繰り出す等により「地方創生」や「こどもの未来」への支援を通じて地域に還元	電気事業課	・番号36～39 県内にある水力発電所の発電設備容量
		自然エネルギーの 普及・拡大	新規水力発電所の建設	・固定価格買取制度を活用して、新たに小水力発電所を建設(P44)	・県管理ダムを活用した新規発電所(横川蛇石)の稼働(R2.4.1) ・新たな水力発電所の建設を推進(着工3地点、着手4地点、調査8地点) ・新規電源の開発を加速するため、部局横断によるプロジェクトを推進	・発電した電力は、契約先の小売電気事業者を通じ、「信州Greenでんき」として、地域や大都市へ販売を開始(R2.4.1) ・着工中の3地点(信州もみじ湖、くだもの里まつかわ、小渋えんまん)はR2年度末まで、着工済の4地点(与田切川上流、湯川ダム、秋山、湯瀬ダム地点)はR6年度までに稼働予定 ・新規電源開発のプロジェクト等により発電所数を倍増(H28:14→R7:28)	再生可能エネルギーを定額で全量買い取る固定価格買取制度(FIT)の見直しや、市場価格にプレミアム価格を上乗せするFIP制度の創設など電気事業を取り巻く環境が変化しており、新規発電所の採算性にも影響を与える可能性がある						
			自然エネルギー施策を財政的に支援	・既存の水力発電所においても、固定価格買取制度による売電を行い、得られた利益の一部を活用して、自然エネルギー施策の支援(P44)	■地域主導による自然エネルギーの普及拡大を推進するため、「長野県自然エネルギー地域基金」へ積立て一般会計へ繰出し	・H26～28で当初予定のとおりに総額5億円を繰出し。 ・平成29年度から、県有施設の省エネ化推進のため毎年5千万円を繰出し	売電利益の一部を活用して、エネルギー関連施策の支援を継続する補助金を納付してもらう間に基金が枯渇することがある(つなぎが必要)	継続	35	自然エネルギー施策を財政的に支援	(今後のあり方について現在検討中)	ゼロカーボン推進室 電気事業課	
	企業局の ノウハウを 自然エネルギー普及へ活用		中小規模水力発電技術支援	・企業局に「中小規模水力発電技術支援チーム」を設け、県内で小水力発電事業に取り組む事業主体に対し、専門的な助言による支援を実施(P44)	■個別相談や、水力発電推進マニュアルの作成、インターネットを利用した情報提供を実施	・【相談実績】53件(H24:18件、H25:1件、H26:11件、H27:5件、H28:7件、H29:8件、H30:1件、R1:2件) 引続き、各部局連携による「小水力キャラバン隊」に加わるとともに、中小水力発電の設置を検討している者に対し、技術的な支援を実施 ・【水力発電推進マニュアル】 発電所の建設や管理運営の経験等を基に技術的な観点マニュアルを策定。	水利権等の各種規制の存在 流量の把握等にリードタイムが必要	継続	36	中小規模水力発電技術支援	企業局の事例紹介など技術支援の取組をさらにPRしながら、「小水力発電キャラバン隊」へ参加し、企業局職員による技術支援チームの専門的な助言による支援を継続する	電気事業課	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
循環型 社会の 形成を推 進する	廃棄物の 排出抑制 の推進 (リデュース)			・レジ袋削減や食べ残し削減などの身近な取り組みにより、ごみの排出抑制を推進 ・一般廃棄物処理の有料化制度や、排出事業者の自主的な排出抑制の取組の支援、EMSの導入推奨により、廃棄物の排出抑制を推進(P47)	・身近な取組を契機とした生活全般における発生抑制の推進 ・レジ袋削減県民スクラム運動(実施年度H20年度～) ・「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数 ・H23年度末252店舗(飲食店、宿泊施設)⇒R1年度末868店舗(飲食店647、宿泊施設96、小売店125) 信州プラスチックスマート運動協力事業者数 R2.4.17時点 62事業者543店舗 一般廃棄物総排出量 H25 667千トン H26 657千トン H27 654千トン H28 638千トン H29 630千トン H30 622千トン 有料化導入市町村 H25 60市町村 H26 60市町村 H27 60市町村 H28 61市町村 H29 61市町村 H30 60市町村 R1 60市町村 多量排出事業者の排出量 H25 3,450千トン H26 3,352千トン H27 3,609千トン H28 3,541千トン H29 3,668千トン H30 3,678千トン	マイバッグ持参率は増加 ・H23年度末52.3%⇒H28年度末66.8% R1年9月時点69.0% 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数 ・H23年度末252店舗(飲食店、宿泊施設)⇒R1年度末868店舗(飲食店647、宿泊施設96、小売店125) 信州プラスチックスマート運動協力事業者数 R2.4.17時点 62事業者543店舗 一般廃棄物総排出量 H25 667千トン H26 657千トン H27 654千トン H28 638千トン H29 630千トン H30 622千トン 有料化導入市町村 H25 60市町村 H26 60市町村 H27 60市町村 H28 61市町村 H29 61市町村 H30 60市町村 R1 60市町村 多量排出事業者の排出量 H25 3,450千トン H26 3,352千トン H27 3,609千トン H28 3,541千トン H29 3,668千トン H30 3,678千トン	・一般廃棄物排出量の減少幅が小さい ・多量排出事業者の排出量が増加	拡充	37	廃棄物の排出抑制の推進 (リデュース)	・「 信州プラスチックスマート運動Iの推進による使い捨てプラスチックごみ削減 」のほか、食べ残し削減などの身近な取組により、ごみの排出抑制を推進します。 ・一般廃棄物処理の有料化制度や、排出事業者の自主的な排出抑制の取組の支援により、廃棄物の排出抑制を推進します。	資源循環推進課	・番号37～40 廃棄物部門の温室効果ガス排出量
	再使用の 推進 (リユース)			・リターナブル容器の使用や学校給食におけるびん牛乳の利用などを推進 ・県民・事業者が個々に取り組むリユースを推進(P47)	・県民等が取り組むリユースの推進 排出事業者等を対象にした3R実践講習会等において、リユースを含む3Rの推進について啓発を実施 ・実施年度H21年度～	3R実践講習会参加者数 H25 100名 H26 122名 H27 128名 H28 96名 H29 138名 H30 115名 R1 102名	・リユースの状況を示す指標がなく、取組の進捗状況の把握は困難だが、周知を行っていく。	拡充	38	再使用の推進 (リユース)	・「 信州プラスチックスマート運動Iの推進により、ワンウェイ製品使用の見直しを促し、マイバッグやマイボトルの使用を普及推進します。 」 ・県民、事業者が取り組むリユースを推奨します。	資源循環推進課	
	リサイクル の推進 (リサイクル)			・各種リサイクル法(容器包装廃棄物・使用済み家電・食品廃棄物・建設系廃棄物・使用済み自動車等)の円滑な推進 ・市町村・県民・事業者が取り組むリサイクルを推進(P47)	・各種リサイクル法の円滑な推進 ・容器包装リサイクル法に基づく都道府県分別収集促進計画の策定	第9期長野県分別収集促進計画を策定 家電リサイクル法の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合 H29.11末 20.8%(16市町村)⇒R元年度84.4%(65市町村) 小型家電リサイクル法の使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合 H25年度22%(17市町村)⇒R元年度68.8%(53市町村) 自動車リサイクル法 引取件数(R元年度) 引取業76,875件 フロン類回収業64,709件 解体業77,260件 破碎業72,288件 立入検査の状況(平成30年度) 立入検査件数274件 うち指導件数4件 うちフロン回収に係る指導件数0件	・国の法改正の動向等を注視しつつ各種リサイクル法に基づきリサイクルを一層推進する必要がある。	継続	39	リサイクルの推進 (リサイクル)	・各種リサイクル法(容器包装廃棄物・使用済み家電・使用済み小型家電・食品廃棄物・建設系廃棄物・使用済み自動車等)を円滑に推進します。 ・市町村・県民・事業者が取り組むリサイクルを推進します。 ・市町村の焼却施設における熱エネルギーの有効活用を推進します。	資源循環推進課	
	3Rの総合的な取組の推進			・ごみの分別収集の推進、産業廃棄物減量化・適正処理実践協定の推進、環境美化活動の取組、環境教育・環境学習などにより、3Rの総合的な取組を推進(P47)	・各種美化キャンペーンの実施 地域、市民団体、学校、企業、行政など、多様な主体が実施している環境美化活動の輪を更に県民運動として広げ、観光地も含めた環境美化運動を推進し、長野県全体をきれいにする「きれいな信州環境美化運動」の運動を展開。(実施年度23年度～) ・一般廃棄物の3Rの推進 市町村等に対する一般廃棄物処理実務セミナー等により排出抑制や再資源化の取組み支援を実施。(実施年度20年度～) ・産業廃棄物の3Rの推進 産業廃棄物3R実践協定を推進し、事業者の自主的な3Rの取組みを支援。(実施年度16年度～)	「きれいな信州環境美化運動」キャンペーン期間中の実績 平成23年度参加人数 約22.5万人 ⇒ 令和元年度参加人数 約28.1万人 一般廃棄物処理実務セミナー参加者数 H25 84名 H26 77名 H27 67名 H28 69名 H29 93名 H30 59名 R1 49名 一般廃棄物排出量 一般廃棄物リサイクル率 H25 847g/人日 H25 24.7% H26 838g/人日 H26 23.1% H27 836g/人日 H27 23.0% H28 822g/人日 H28 22.1% H29 817g/人日 H29 21.2% H30 811g/人日 H30 20.6% ※1人1日当たりのごみ排出量は5年連続で一番少ない都道府県 産業廃棄物3R実践協定締結事業者数 H25年度末 142者 H26年度末 150者 H27年度末 153者 H28年度末 172者 H29年度末 169者 H30年度末 179者 R1年度末 177者	・一般廃棄物排出量の減少幅が小さい ・産業廃棄物3R実践協定締結事業者数が目標の200者に達していない。	継続	40	3Rの総合的な取組の推進	ごみの分別収集の推進、環境美化活動の取組、環境教育・環境学習などにより、3Rの総合的な取組を推進します。	資源循環推進課	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
フロン類等の漏出防止と回収・破壊を促進する	ノンフロン製品等の普及の促進	ノンフロンの事業用機器の導入を促進する	事業者との協定制度	ノンフロン製品などが実用化している機器等においては、その普及を促進するための対策を促すため、事業者との「協定制度」においてフロン類等を対象とし、意欲的な事業者の取組を支援(P48)	なし	・協定実績はない。	・オゾン層保護と地球温暖化防止の観点から、ノンフロン製品への転換と、使用時及び廃棄時のフロン類の適切な取り扱いが求められているが、意欲的な事業者は自発的に省エネを推進するため、施策効果が薄い。	継続	41	事業者との協定制度	ノンフロン製品などが実用化している機器等においては、その普及を促進するための対策を促すため、事業課題に応じて事業者と協定を締結し、意欲的な事業者の取組を支援します。	ゼロカーボン推進室	・番号41～44 フロン回収量
	事業活動におけるフロン類等の漏出防止	使用するフロン類等の管理を促進する	事業活動に係る地球温暖化対策計画書制度	・三ふっ化窒素(NF3)と一部のHFCS及びPFCSについては、国で定める温室効果ガスの対象となった場合に、県の温室効果ガスの対象に含めるとともに、「事業活動温暖化対策計画書制度」の中で、事業者の使用量の報告を求める ・「事業活動温暖化対策計画書制度」においてガス別の管理を行うようにするとともに、管理手法や漏出防止策を示し、対策を促進(P48)	・長野県地球温暖化対策条例で、三ふっ化窒素やHFCS等の温室効果ガスの排出量の多い事業者に計画書等の提出を義務化 ・事業活動温暖化対策計画書の計画期間を3年とし、計画作成の助言、現場確認による指導、評価を実施(表彰は29年度実施) ・実施年度H26～	・三ふっ化窒素(NF3)と一部のHFCS及びPFCSについては、県の温室効果ガスの対象に含め、「事業活動温暖化対策計画書制度」の中で事業者の使用量の報告を求めている。 ・県内の廃棄物部門等及び二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量(H27年度) 1,160千t-CO2(H25年度比▲3.2%) ・事業活動温暖化対策計画書制度対象事業者のその他ガス排出量(H28年度) 179.0千t-CO2(H25年度比▲10.4%) 対象者数:12者(H30)	・排出量の主は、廃棄物焼却や下水処理、製品製造プロセスによる。廃棄物の減量化等も促進していくことが必要。	継続	42	事業活動温暖化対策計画書制度	フロン類については「事業活動温暖化対策計画書制度」において事業者の使用量の報告を求め、ガス別の管理を行うようにするとともに、管理手法や漏出防止策を示し、対策を促進します。	ゼロカーボン推進室	
		特別な漏出防止等の取組を促進する	事業者との協定制度	・事業者との「協定制度」においてフロン類等を対象とすることを通じて、意欲的な事業者の取組を、支援 ・国の動向を注視し、効果的な実態把握の手法を検討(P48)	なし	実績なし	意欲的な事業者は自発的に省エネを推進するため、施策効果が薄い。	継続	43	事業者との協定制度	・事業者との協定制度においてフロン類等を対象とすることを通じて、意欲的な事業者の取組を支援します。 ・国の動向を注視し、効果的な実態把握の手法を検討します。	ゼロカーボン推進室	
	フロン類等の確実な回収・破壊	フロン回収・破壊法を適正に執行する	フロン回収・破壊法の執行	フロン回収・破壊法、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の適正な執行によって、フロン類等の確実な回収及び破壊を促進(P48)	・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の適正執行により、フロン類の確実な処理を促進する。 ・フロン回収・破壊法がフロン排出抑制法に改正(H27.4施行)、充填業務も規制対象となった。	・フロン類の回収実績 回収台数 回収量 H25年度 14,752台 54,332kg H26年度 15,604台 64,647kg H27年度 16,527台 82,445kg H28年度 16,380台 90,751kg H29年度 17,119台 83,038kg H30年度 19,150台 81,085kg ・フロン類の充填実績 充填台数 充填量 H27年度 8,480台 87,941kg H28年度 9,662台 100,150kg H29年度 9,732台 109,243kg H30年度 10,059台 98,421kg	・オゾン層保護と地球温暖化防止の観点から、ノンフロン製品への転換が求められるとともに、フロン類使用製品について適正管理及び確実なフロン類廃棄処理が義務付けられている。	継続	44	フロン排出抑制法等の適正な執行	・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)」(フロン排出抑制法)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)」(自動車リサイクル法)、「特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律不第97号)」(家電リサイクル法)の適正執行により、フロン類大気排出を抑制します。	資源循環推進課	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
暮らしを守る森林づくりを推進する	多様な森林整備の推進	施業集約化と森林整備を推進する	吸収源対策としての間伐等の推進	・「長野県森林づくり県民税」などを活用し、公益的な機能に配慮しながら、林内路網等の生産基盤の整備や低コストな利用間伐などの集約化施業を推進 ・主伐・植栽を実施して林齢の多様化を図るなど、持続的に資源が供給できる森林づくりを推進(P49)	・林内路網の整備や高性能林業機械の導入、集約化施業を推進 ・主伐から植栽までの一貫作業システムによる低コスト再造林の実現するための研修会の開催 ・間伐等森林整備の推進	・路網整備延長:918km(H25～H29)(路網延長累計8,086km) ・高性能林業機械の導入:81台(H25～H29)(計347台) ・集約化面積:5,576ha(H25～H29) ・一貫作業システムの普及に向けた研修会の開催(H28～30) ・間伐等森林整備面積:78,751ha(H25～H29)	・路網整備は着実に進捗しているが、更に整備していく必要あり ・施業集約については、集落周辺の所有規模の細かい私有林が残っているため、集約化を進めるための仕組みづくりの検討が必要 ・低コスト造林を実現するために、一貫作業システムの更なる技術の普及・定着が必要	拡充	45	吸収源対策としての間伐等の推進	・これまで十分に管理等がなされなかった森林について、新たな森林経営管理制度や森林税活用事業等を導入し、集約化による間伐や間伐材の生産を効果的に進めます。 <u>・主伐から植栽までの一貫作業システムの普及・定着を進めるとともに、ICTを活用したスマート林業の推進による施行管理コストの縮減、オーストリア等の林業先進国をモデルにした機械化などにより、主伐の促進・低コスト造林の実現を図ります。</u> ・県有林の森林整備により認証されたJ-クレジットを環境貢献に取り組む県内外の企業や団体に販売し、森林整備を進めます。	森林政策課 森林づくり推進課	・番号45～47 民有林の間伐面積、用途別素材生産量
木を活かした産業づくりを推進する	信州の木の利用促進	様々な分野での利用を拡大する	公共建築物・住宅等への県産材の利用拡大	・県産材利用指針に基づき、住宅や公共建築物等を中心とする、様々な用途での県産材の利用拡大を推進し、二酸化炭素の吸収・固定を促進(P49)	県産材を利用した住宅の新築、リフォームについて、工事費用の一部を助成 「ふるさと信州・環の住まい助成金」(新築、H27まで) 「信州健康エコ住宅助成金」(新築、H28から) 「信州型住宅リフォーム助成金」 「環境配慮型住宅助成金」(新築・リフォームH30から) ・公共施設の木造化の推進(木造公共施設整備事業) ・県・市町村の営繕担当者等への木造建築物のPR(研修会) ・個人住宅における県産材利用の促進(セミナー開催)	助成住宅における県産材使用量 H25 3,746㎡ H26 3,174㎡ H27 3,059㎡ H28 3,560㎡ H29 3,322㎡ H30 3,324㎡ R1 3,518㎡ ※リフォーム分(100m3/年程度)は含まない ・木造公共施設整備:46件(H25～H30) ・県産材利用連絡会議の開催(H25～R1) ・県内設計士向け県産材利用推進セミナーの開催(H25～R1)	・今後は、個人住宅の新規着工数は減少していくと想定されるため、耐震、断熱等の改修に伴う木質化及び非住宅の木造・木質化の推進も必要。	拡充	46	公共建築物・住宅等への県産材の利用拡大	・県産材利用指針に基づき、住宅や公共建築物等を中心とする、様々な用途での県産材の利用拡大を推進し、二酸化炭素の吸収・固定を促進します。 <u>・都市圏への県産材製品販路拡大のためのコーディネーターの配置、JAS製材品の製造の支援、県民が広く利用する施設への県産材利用支援等により非住宅分野の県産材利用を進めます。</u>	建築住宅課 県産材利用推進室	
森林を支える地域づくりを推進する	森林の多面的利用の推進	新たな森林産業を創造する	共通	・特用林産物の生産振興を図るとともに、森林セラピー等、森林と他産業とを結びつけた新たな森林産業の創造や山村の6次産業化に向けた取組を推進(P49)	・きのこ・山菜等の生産技術向上のための研修会、資材導入のための資金融資等の支援 ・森林セラピーに関するガイド育成、施設整備への支援	・特用林産物の生産振興(H30年まつたけ全国1位) ・森林セラピー基地・セラピーロード県内認定10か所(参考:全国64か所)	・地域住民による里山の整備・多様な利活用の促進	廃止	—	—	(特用林産物の生産振興等については、直接環境エネルギー施策に関連しないと史料されることから、記載しない)	信州の木活用課	
			県産材利用によるCO2固定量の認証	・県産材利用による二酸化炭素固定量の認証を推進(P49)	・住宅ローンの金利優遇やCSRにつながる「CO2固定認証証書」を発行し、建築物における県産木材を推進	認証件数:112件(H25～R1) (R1:6件) 固定量:4842.4CO2ーt	認証件数が減少傾向。個人住宅の認証増加に向けて、認証取得効果のPRが必要	継続	47	県産材利用によるCO2固定量の認証	県産材を利用した建築物に対する二酸化炭素固定量の認証制度について、広く情報発信を行い、制度の活用推進を図ります。	県産材利用推進室	
			木質バイオマスカーボンオフセットの推進	・木質バイオマスによるカーボンオフセットを推進(P49)	・企業と協働して木質バイオマスの利用によるCO2吸収の削減量を定量的に評価する仕組みを構築	(参考)クレジットの販売実績:485t(H20～H24) ※環境省のJ-クレジット開始(H25～)に伴い終了	事業終了	廃止	—	—	(取組終了のため記載しない)	県産材利用推進室	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
地球温暖化の影響による県内への被害を抑制する	地球温暖化の影響を把握し、予測する	県内の様々な情報やデータを収集・統合する	気候変動モニタリング(観測)体制の構築	・環境保全研究所を中心に、関係機関、研究機関、大学、団体、専門家で構成する「気候変動モニタリング(観測)体制」を構築 ・有益なデータを観測している機関等の中で、観測データの共有や融通を可能にし、恒常的な観測・研究体制を構築(P51)	・H26.11に環境保全研究所が信州・気候変動モニタリングネットワークを構築し、気象観測データを収集 ・H30.2に信州・気候変動モニタリングレポート2015を発行 ・実施年度H26～	・県内368地点、最大約100年分の気象観測データ(気温、降雨量、積雪量など)を収集 ・構成:研究機関、国、県の50機関	・品質の異なるデータの活用方法の検討 ・データ収集の省力化(システム化・自動化)	継続	48	気象観測データ収集	県内の気象情報を保有する国や県等の50機関で構成する「信州・気候変動モニタリングネットワーク」において、網羅的に気象観測データを収集・統合し、気候変動とその影響に関する分析と情報提供を実施します。	環境政策課	
			網羅的な影響の予測	・農業・防災・生態系・健康などの分野を中心に、各分野の国の研究機関や大学と連携し、農作物の品質・収量や水・土砂災害の発生確率など、2030年代以降における気候変動の具体的な影響予測を、未だ発現していない影響も含めて網羅的に行う【中間見直し】(適応センター)	・H27.12に環境保全研究所が文科省「気候変動適応技術社会実装プログラム(SI-CAT)」(R2.3に終了)に参加し、気候変動やその影響の予測研究	・農業、防災、生態系、健康分野等への影響について予測情報を収集(一部、実施中)	・不確実性に対する理解が進んでいない	継続	49	気候変動影響の分析予測	気候変動の具体的な影響予測について、国の研究機関や大学等と連携し、農業・防災・生態系・健康など県民生活や経済活動に重要な影響を及ぼす分野から段階的に、未だ発現していない影響も含めて網羅的に実施します。	環境政策課	
	地球温暖化の影響への適応策を進める	適応の手法、技術、政策を分野連携で検討・推進する	信州・気候変動適応プラットフォーム適応技術等の開発・実装	・相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を図り、科学的情報に基づく長野県の地球温暖化対策のための施策の推進に寄与することを目的として、長野県環境保全研究所を中心に、国や県、市町村の関係機関、県内に所在する研究機関、団体、大学等で構成する「信州・気候変動適応プラットフォーム」を構築 ・行政、企業、研究機関等の49機関で設立した「信州・気候変動適応プラットフォーム」においてこれらのニーズを共有し、農作物の品種改良や水・土砂災害対策など、幅広い分野における各主体による適応策の検討及び社会実装を促進【中間見直し】(P51)	・H28.10に信州・気候変動適応プラットフォームを構築 ・農業部会(H28)、防災部会(H28)、生態系部会(H29)、健康部会(H30)を立ち上げ、分野ごとの影響などを共有 ・各部会において、県内の気候予測情報を共有するとともに、SI-CAT参画大学による分野ごとの影響予測などを共有し、対応策などについて議論	・農業、防災、生態系、健康分野において、適応のために必要な情報等に関する検討を実施中 ・構成:産学官の49機関 ・適応策を社会実装する	・分野ごとに、気候変動適応という観点での取り組みに差があり、分野間での情報共有が十分でない ・農業分野等においては、社会実装されている例もあるが、多くの分野においては、ニーズやシーズの把握が十分進んでいないため、実装に至っていない	継続	50	適応策の検討及び社会実装の推進	・気候変動に適応する製品・サービス・政策の創出を促すため、行政、企業、研究機関等の49機関で設立した「信州気候変動適応プラットフォーム」において、気候変動の影響予測・評価や適応策に関する多様なニーズ・シーズを共有し、適応策の検討及び社会実装を分野横断的に推進します。 ・地域の気候変動適応の先導役となる市町村の参画を促進します。	環境政策課	・番号50「信州・気候変動適応プラットフォーム」参加機関等数
			リスクコミュニケーション	・日常生活において県民が直面する気候変動の影響やリスク、一人一人が実践できる対策等について、県民への分かりやすい情報提供・共有を活発化し、適応の必要性に関する理解を促進【中間見直し】(適応センター)	環境省の環境研究総合推進費を活用し、気候変動による影響予測を進めると同時に、各主体とのリスクコミュニケーションを実施し、必要とされるデータの形式を把握する ・気候変動による影響やそれに伴うリスク、適応策の考え方をリスクコミュニケーションをとることで、県民に理解してもらう	リスクコミュニケーションの方法論を確立するための研究を実施	・県民にわかりやすい情報を提供・共有する体制の整備 ・各主体が必要とするデータ形式になっていない	拡充	51	リスクコミュニケーション	・国や研究機関と連携し、 気候変動影響や予測情報を、分かりやすくかつ使いやすい形式で提供する「情報デザイン」の研究を推進 します。 ・ 信州環境カレッジを気候変動を柱に充実し、日常生活において県民が直面する気候変動の影響やリスクについて気づきの場を提供することで、一人ひとりが実践できる対策等の行動変容を促進します	環境政策課	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー普及の地域主導の基盤を整える	自然エネルギーの情報を広範な県民間で共有する体制	地域住民との情報共有の場をつくる	自然エネルギー信州ネット等との連携 ・地域協議会との連携	・自然エネルギー源の活用について、県民の中から主体的な担い手が多く生まれるよう、基礎となる情報や知見を県民、各地域で共有する場の設置や運営を促進 ・信州ネット等と連携し、自然エネルギーに係る情報や知見を県民、各地域で共有する場づくりを提供 ・自然エネルギーに係る地域協議会の設置や活動を促進・支援し、地域の事業者や行政、住民等の情報共有や事業化に向けた連携の場づくりを進める (P39)	■自然エネルギー信州ネットと連携・協力し、地域協議会の立ち上げを支援。また、会員への自然エネルギーに関する情報提供や、一般県民を対象とした自然エネルギーの普及・啓発のための各種イベントを開催。 ■地域振興局において地域協議会の活動を支援するなど、各地域での場づくりを促進。	・自然エネルギー信州ネット(会員数360、うち行政33団体。エネルギー別・テーマ別に5部会が活動) ・SUWACOlaborにおいて太陽光発電のデータの収集や研究を行い、事業成果発表会等を通じて県民に情報を提供。 ・県内各地に地域協議会が設立され、地域の特色ある取組みが実施されてきた(地域協議会数0→10→8)。 ・自然エネルギー信州ネットにおいて地域プロジェクトの支援を実施。 ・環境カレッジや豊かな環境づくり県民会議などを通じて各地域の取組を支援	・自然エネルギー信州ネットや地域協議会は、産学官民連携のプラットフォームの場として重要。 ・例えば地域新電力やソーラーシェアリングといった時代の要請に対する新たな対応が必要。 ・自然エネルギーへの取組については、地域により活動の差がある。 ・「エネルギー」に関心がある人だけの活動に限界	継続	52	自然エネルギー信州ネット等との連携	・再生可能エネルギーの活用等について、県民の中から主体的な担い手が多く生まれるよう、情報や知見を共有する学びの場づくりを自然エネルギー信州ネットや地域協議会と連携し推進します。 ・自然エネルギー信州ネットや実績のある県内再生可能エネルギー事業者と連携し、再生可能エネルギー事業に係る人材育成や専門家派遣、技術的、経営ノウハウを提供するなど中間支援機能を支援します。	ゼロカーボン推進室	・番号52～76 再生可能エネルギー生産量
		制度、技術、事業等に係る情報を整備、提供する	市町村研究会 ・調査・研究成果の広範な提供	・市町村との連携については、全市町村担当者に呼びかけて開催する市町村研究会の活用により行う ・自然エネルギー事業の基礎となる事項やデータ等については、長野県内の自然エネルギーポテンシャル情報の提供のほか、地域主導型の自然エネルギーの事業化に向けた手引き等の検討、整備を行い、専門的な情報についての公表・提供を進める (P39)	■地球温暖化対策の推進や自然エネルギーの普及拡大を目的とした研究会、有識者による自然エネルギー導入に係る個別相談会の実施により、市町村等と情報を共有。 ■県有施設における屋根貸しによる太陽光発電設備導入のプロジェクトにより得られた知見をまとめた手引き、地域と調和した太陽光発電を促進するための市町村対応マニュアルといった、自然エネルギーに係る専門的な情報を公表・提供。 ■信州屋根ソーラーポテンシャルマップの構築	・市町村研究会の開催回数 24回(H25年度以降の累計) ・市町村個別相談会への相談件数 H27:20件、H28:21件、H29:11件、H30:8件 ・次の手引等を公表 地域密着の小水力発電事業の進め方 県有施設における太陽光発電設備導入検討の手引 太陽発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル ・信州屋根ソーラーポテンシャルマップにより、建物ごとや地域内のポテンシャルの把握としての活用	・再生可能エネルギーの導入に積極的な市町村とそうでない市町村の取組が二極化している。 ・市町村が組織的に継続的な知見の蓄積をしていくことが必要。 ・制度の変化を踏まえた最新の情報を提供していくことが必要。	継続	53	市町村研究会	・市町村との連携については、市町村研究会の枠組みを活用し、テーマごとのシンポジウムやセミナーを開催し、情報共有に努めます。また、有識者による市町村個別相談会により、市町村の再生可能エネルギー普及等に係る個別課題に対応します。 ・再生可能エネルギー事業の基礎となる事項やデータ等については、長野県内の再生可能エネルギーポテンシャル情報の提供のほか、地域主導型の再生可能エネルギー事業を普及するため、事業化に向けた手引きを公表するなど、事業化を支援します。	ゼロカーボン推進室	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー普及の地域主導の基盤を整える	自然エネルギー事業の知見を生み、改良し、普及する仕組み	人材育成、専門家派遣を担う中間支援組織を支援する	地域環境エネルギーオフィスの創出促進	・県民の間で自然エネルギー事業に関する知見を広げていくために、信州ネットや自然エネルギーに係る地域協議会などにおける自然エネルギー事業に関する人材育成や専門家派遣等の中間支援機能を支援 ・自然エネルギー事業に係る技術的、経営的なノウハウを提供し、地域の自然エネルギー事業のインキュベートを行う「地域環境エネルギーオフィス」の創出を促進(P39)	■飯田自然エネルギー大学や自然エネルギー信州ネットとの連携により、地域主導型自然エネルギーの事業化に必要な知識・ノウハウを習得する場を提供。 ■自然エネルギー人材バンク&情報データベースの構築及び運用により、地域における自然エネルギー事業の立上げを支援。 ■一社)信州ネットパートナーズにおいて事業化手引きの作成やモデル事業を創出	・飯田自然エネルギー大学において、講義及び実地研修による人材育成プログラムを実施(第一期:H28-29は、県事業の一環として実施(受講生約20名)。第二期(H30-R1)は事業者において自主運営中))。 ・自然エネルギー信州ネットにおいて、自然エネルギーの事業化や普及啓発に向けたセミナー等を開催。 ・人材バンク35名、関連法規69件、補助制度3件を登録(令和元年度合計) ・一社)信州ネットパートナーズにおいて自然エネルギー事業化手引きの作成や鬼無里太陽光発電所などのモデル事業を創出	・飯田自然エネルギー大学において、自然エネルギー事業に資する人材育成について、一定の成果が出されているが、全県における自然エネルギー事業の普及には更なる人材育成が必要。 ・例えば地域新電力やソーラーシェアリングといった時代の要請に対する新たな対応が必要。	継続	—	—	番号52の取組と統合	ゼロカーボン推進室	
		県民による起業・事業化を支援する	地域主導型の自然エネルギー事業化支援 ・中小企業向け融資 ・地域金融機関等との連携による資金調達の仕組みづくり ・初期投資支援施策 ・研究会による産業化支援	・地域主導型のビジネスモデルの立ち上げを支援(地域の資源、技術、資金を活用した地域の事業体により売電事業等を行い、収益を地域社会に還元する公共性の高い地域主導型の事業モデルを創出すること、県有施設や未利用地を活用した革新的な地域主導型の自然エネルギー事業を創出することに重点) ・地域主導型ビジネスモデルのノウハウや経験を信州ネットや自然エネルギーに係る地域協議会を通じて、共有・発信 ・供給設備の初期投資の調達を円滑に進めるため、中小企業向け融資制度の検討、活用を進める ・地域金融機関からのプロジェクトファイナンス等による融資や市民出資の活用を円滑化するため、金融機関や関係団体とともに自然エネルギー事業の経済性、公共性の評価について研究を行うなど、多様な資金調達の仕組みづくりに取り組む(P39、40) ・固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減	■地域主導型自然エネルギー創出支援事業、収益納付型補助金により自然エネルギー事業の立上げを支援 ■中小企業向け制度融資の実施 ■地域金融機関とともに、自然エネルギー事業への融資について情報共有・研究を行う金融研究会を開催。 ■環境エネルギー分野の産業化研究会を部局連携で設置しプロジェクトを支援	・地域主導型自然エネルギー創出支援事業によりビジネスモデルの立上げを支援 43件 ・収益納付型補助金制度とした自然エネルギー地域発電推進事業でH26年度から令和元年年で33件を支援(ソフト事業27件、ハード事業6件) ・信州創生推進資金次世代産業向け(環境・エネルギー分野)において低利融資を実施 R1年度21件(うち太陽光21件)、H30年度27件(うち太陽光25件)、H29年度33件(うち太陽光29件) ・金融研究会において、自然エネルギー事業の立ち上げを効果的に支援する収益納付型補助金の制度を設計。 ・環境エネルギー分野の産業化研究会において5プロジェクトを支援(特許申請1件、国補助金採択により2件の案件形成)	・発電については効果的・集中的な支援をし、いくつかの事業が創出されたが、熱利用についてはFIT制度の対象外でもあり、新しいビジネスモデルが創出の支援がまだ十分になされていない。 ・ニーズが減少しており、融資実績が減少しつつある。 ・地域金融機関からのプロジェクトファイナンスによる融資やファンド活用の普及モデルの創出には至っていない。 ・産業化の支援に当たっては、事業者の相談に随時応じる体制、関係部局間の連携強化が必要。	継続	54	地域主導型の再生可能エネルギー事業の普及支援	・地域の資源、技術、資金を活用した地域の事業体による売電事業等を行い、収益を地域社会に還元する公共性の高い地域主導型の事業モデルを創出します。 ・「1村1自然エネルギープロジェクト」登録事業や、地域主導型自然エネルギー創出支援事業、自然エネルギー地域発電推進事業補助事業により蓄積された経験やノウハウを市町村、自然エネルギー信州ネット、県内事業者と共有し、県内全域に再生可能エネルギー事業を展開します。 ・エネルギー事業の初期投資の調達を円滑に進めるため、中小企業向け融資制度の活用を進めるとともに、随時、中小企業者が利用しやすい融資制度となるよう、見直しを行います。	ゼロカーボン推進室 産業立地・経営支援課	
		産官学民によるモデル事業を推進する	先駆的なモデル事業	・先駆的なビジネスモデルの開発にあたっては、総合特区制度(規制緩和・支援措置等をセットにした特区制度)等の国の制度も活用して、産官学民でともに取り組むモデル事業を推進(P39)	■県有施設の屋根貸し事業をはじめ先駆的な地域主導型の自然エネルギービジネス創出を促すため総合特区を申請(平成24年度) ■環境エネルギー分野の産業化研究会を部局連携で設置しプロジェクト支援	・信州F・POWERプロジェクト、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト等を指定申請 ・屋根の目的外使用について補助金返還不要となるなど全国の施設屋根を活用した太陽光普及に貢献 ・総合特区指定には至らなかったものの、産官学民協働のモデル事業として全国知事会で表彰	・国制度の動向を注視。 ・市民出資の手法が拡がっていない。 ・県内企業の自然エネルギー事業への参入が十分でない。 ・ビジネスモデルの波及が不足。	拡充	55	環境エネルギー分野の産業化の支援	「 ゼロカーボン実現新技術等提案窓口 」を設置し、 ゼロカーボンを実現するアイデアを広く募集するとともに、産官学民連携の「環境エネルギー分野の産業化研究会」により、県内事業者による新しい技術やノウハウの産業化を支援します。	ゼロカーボン推進室	
		県内事業者によるサプライチェーン構築を促進する	自然エネルギー供給設備等の開発支援	・「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」などに基づき、地域特性に応じた費用対効果の高い自然エネルギー供給設備や関連機器等の開発を支援 ・「Made in 信州」による自然エネルギーの事業化を進めるため、県内事業者によるサプライチェーンの構築を促進(P40) ・県内事業者による環境エネルギー分野での技術やノウハウの産業化の取組について、産官学民連携の「環境エネルギー分野の産業化研究会」により支援【一部中間見直し】	■環境エネルギー分野の技術やノウハウの産業化に向けて、発展潮流にある技術等を見極め、関係者が認識を共有するための勉強会等を開催。 ■環境エネルギー分野の産業化研究会を部局連携で設置しプロジェクト支援	・パリ協定の発効以後、成長産業と期待される環境エネルギー分野の産業化に向けた勉強会を6回開催 ・環境エネルギー分野の産業化研究会において5プロジェクトを支援(特許申請1件、国補助金採択により2件の案件形成)	・産業化の支援に当たっては、事業者の相談に随時に応じる体制、関係部局の連携強化が必要。	拡充	—	産業イノベーションの創出	新規項目(産業イノベーションの創出)に記載	ゼロカーボン推進室 産業政策課	
				・自然エネルギーによる電気の地域への供給などの社会インフラの整備について、先進モデルとなるシュタットベルケが普及するドイツとのネットワークを活用しながら、長野県に適した地域の活性化に資する仕組みを検討【一部中間見直し】			・シュタットベルケのような地域の担い手が創出されていない。	継続	56	再生可能エネルギー電気の地域への供給	・再生可能エネルギーによる電力の地域への供給などの社会インフラの整備について、先進モデルとなるドイツのシュタットベルケを参考に、長野県に適した地域の活性化に資する仕組みを検討します。		

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー普及の地域主導の基盤を整える	自然エネルギー事業の経験の蓄積を促進し、リスクを軽減する取組	地域での成功体験の蓄積を支援する	1村1自然エネルギープロジェクトの登録 ・環境エネルギーに配慮した災害に強いまちづくりへの支援施策 ・事業化に向けた支援施策 ・地域の活性化に向けた自然エネルギー活用支援施策	・「1村1自然エネルギープロジェクト」の登録を通じて、ある程度の経験蓄積が進んでいる地域から、経験がほとんどない地域に対してまで、情報提供、人材育成、専門家派遣など、地域のニーズにあった支援を行なう ・自然エネルギーの事業化支援、地域活性化の観点からの自然エネルギーの活用支援、防災拠点における自然エネルギー供給設備の導入により、災害に強い環境エネルギーに配慮したまちづくり支援等を進める ・取組間の経験交流、ネットワーク化の支援等を通じ、地域での自然エネルギー事業の経験蓄積を支援(P40)	■1村1自然エネルギープロジェクトの募集・登録を行い、ホームページ等で情報提供を行う。 ■長野県グリーンニューディール基金事業により地域の防災拠点への自然エネルギー設備の導入を支援 地域主導型自然エネルギー創出支援事業により、地域の活性化に向けた自然エネルギーの活用事業を支援。 収益納付型補助金により自然エネルギー事業の事業化を支援 ■自然エネルギー信州ネットの作業部会においてエネルギー種別に応じた取組を実施。	各事業の実施により、自然エネルギー事業のノウハウ・情報が蓄積されてきた。 ・1村1自然エネルギープロジェクトへの登録件数：R元年度末累計285 件(目標：H30年度270件)。市町村内で登録のある市町村数 67／77。 ・各種補助金での支援 GND基金事業による導入施設数：62箇所 地域主導型自然エネルギー創出支援事業：43件 自然エネルギー地域発電推進事業：33 件 ・自然エネルギー信州ネットにおいて、例えば太陽光部会では太陽光発電の保守・メンテナンス事業のスキルアップセミナーの開催や事業者データベース作成するな	・1村1自然エネルギープロジェクトでは、多様なプロジェクトが登録されているが、未登録地域もあり、地域によって温度差がある。フォローもしきれていない。 ・補助事業により、自然エネルギーの導入事例や活用方法の知見が蓄積されつつあるが、事例の横展開により広く普及させる段階に至っていない。	継続	—	番号54の取組と統合 災害に強いまちづくり→ 適応へ	ゼロカーボン推進室		
		政策・規制改革を提言する	・市町村等現場の声を踏まえた国への提言 ・自然エネルギー協議会を通じた政策提言	・現場の声を反映して、国に対して政策及び規制改革を積極的に提言 ・市町村や信州ネット、地域協議会などを通じて現場での支障事例や政策提案を適宜集約し、国への要望や知事会等での提案に活かす ・「自然エネルギー協議会」を国や事業者への提案を行う場として活用(P40)	■地域で支障となっている事例を把握しながら、県独自要望、知事会や自然エネルギー協議会による提言の機会をとらえ、自然エネルギー普及に資する政策提言を実施	・FITの認定情報の自治体への提供システムが稼働 ・FITの事業計画策定ガイドラインの公表	太陽光発電設備に関する住民反対運動など支障事例への対応、地域と調和した自然エネルギーの推進が求められている。	拡充	57	・市町村等現場の声を踏まえた国への提言 ・自然エネルギー協議会を通じた政策提言 ・環境・再生可能エネルギー施策が円滑に実施されるよう、現場の声を反映し、国に対して政策及び規制改革を積極的に提言します。 ・ <u>全国知事会に設置されたゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチームにおいて、ゼロカーボン実現に向けた課題を共有し、国に対し、積極的に政策提言を実施します。</u> ・再生可能エネルギー普及・拡大を目的として官民協働により設置された「自然エネルギー協議会」を国や事業者への提案を行う場として活用します。提言にあたっては、地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進などの視点も大切にします。			
		エネルギー供給側からの普及環境の整備を促進する	エネルギー供給事業に係る地球温暖化対策計画書制度	・「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」を通じて、エネルギー供給事業者が自然エネルギーの普及・供給拡大のための取組を計画的に推進できるようにする(P33)	・長野県地球温暖化対策条例で対象事業者に対して計画書・報告書の提出を義務化 ・県内に電気を供給する小売電気事業者は、3ヶ年の計画期間中の電気の排出係数や自然エネルギー調達量の見通しを計画し、実績を共に公表。(H26～)	34と同様	34と同様	拡充	58	エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度			・エネルギー供給事業者による県内への供給実績の報告・公表を行う「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」を引き続き実施します。 ・ <u>県民や企業等が環境に配慮したエネルギー供給事業者を選択でき、エネルギー供給事業者への再生可能エネルギーの普及・拡大につながるような公表方法やデータの活用を検討します。</u>

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー 種別ごとの促進 策を講じる	太陽光発電	屋根 新築建築物	共通	・太陽光発電については、固定価格取組制度を活用して、未利用地や、建築物の屋根を活用したメガソーラー事業や住宅における太陽光発電の導入を促進。 ・信州ネットと連携し長野県内における太陽光発電の発電量実績を公開・共有する仕組みを構築。	・自治体レベルでは世界最大級の公開規模となる「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」を公開 ・「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト」の実施 ・「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を作成	・FITを利用した発電設備導入件数（H31年3月末時点） 999,66件 全国第11位 ・FITを利用した住宅用太陽光発電（10kW未満）世帯別導入状況（H31年3月末時点） 77,635件 全国第2位	・FIT制度における調達価格の低下などにより、売電収入を大きく得るといったスキームが成り立たなくなりつつある。 ・天候に左右される変動電源のため、不足分をカバーするための電源もしくは蓄エネルギー設備の確保が必須 ・送電線の容量により系統連系に入れない可能性がある。 ・災害や廃棄時の環境負荷が懸念される ・卒FIT以降の発電の継続が設置者次第	拡充	59	共通	【太陽光発電】番号59～63 ・太陽光発電については、環境負荷の少ない、建築物の屋根を活用した太陽光発電事業を積極的に推進します。 <u>「信州のすべての屋根にソーラー」を合言葉に、創エネルギーとエネルギー自家消費型のライフスタイルへの転換を促します。</u>	ゼロカーボン推進室	
			自然エネルギー導入検討制度	・建築物における「自然エネルギー導入検討制度」により普及 ・中小企業向け制度融資を継続（P40）	・長野県地球温暖化対策条例により戸建て住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギーの導入検討を義務化 ・自社で使用する電気に係る節電・省エネ設備について、経営健全化支援資金（防災・安全対策）により設備導入を支援	・新築戸建住宅の自然エネルギー設備の導入率：32.3％ ・2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H29年度：25件 H30年度：21件 R1年度：33件 ・新事業活性化資金（節電・省エネ対策向け）全体の融資実績（H31より、経営健全化支援資金（防災・安全対策）） H25：128件、1,904,040千円 H26：61件、863,170千円 H27：8件、125,800千円 H28：8件、89,050千円 H29：1件、5,700千円 H30：2件、4,270千円 R1：0件	・資金総額の制約により、導入順位が下がってしまう。 ・ニーズが減少しており、融資実績が減少しつつある。	拡充	60	・信州屋根ソーラーポテンシャルマップ活用による推進 ・様々な業界団体との連携による推進	・「 <u>信州屋根ソーラーポテンシャルマップ</u> 」を活用し、 <u>環境への負荷が少ない建築物の屋根での太陽光発電・太陽熱の利用を促進します。</u> ・ <u>太陽光発電と電気自動車、V2Hとの連携、省エネ改修とセットでの施工などの普及モデルを示しながら、ソーラー業界、自動車業界、住宅業界、金融業界等と協働して拡大に取り組めます。</u>	ゼロカーボン推進室	
								継続	61	中小企業向け制度融資	中小企業向け制度融資を継続	産業立地・経営支援課	
		屋根 既存の公共施設・事業所	県有施設での太陽光発電の推進	・「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト」を実施し、技術的、経営的なノウハウを広く県内に発信・共有 ・積載荷重に問題のない県有施設の屋根貸しやリース活用を積極的に進め、また、市町村の公共施設の屋根貸しの取組も促進（P40）	■民間企業等への県有施設の屋根の貸出により、初期投資を軽減した太陽光発電の導入を促進。 ■「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト」により得られた知見等を活用した県有施設の屋根貸しの手続きを公表し、市町村における取組を支援。	・第1弾(諏訪湖流域下水道豊田終末処理場)を皮切りに、7件の事例を創出 ・県内市町村に屋根貸し事業が波及 飯田市、上田市、須坂市、小諸市、茅野市、駒ヶ根市、飯島町、小布施町、青木村、小川村、高森町 ・「県有施設における太陽光発電設備導入 検討の手引」を公表	・買取価格の低下に伴い太陽光発電の事業性が減少し、屋根貸し事業のポテンシャルのある施設が減少している。 ・耐荷重に余裕のある施設が多くはないなど、屋根貸し事業の県内における普及は限定的。	拡充	62	自然エネルギー導入検討制度	・建築時に、建築主が自然エネルギー設備の導入を検討するに当たって、設計・建築事業者が自然エネルギー導入の可能性を説明し、その導入を促す制度である <u>「自然エネルギー導入検討制度」における届出対象規模引き下げを検討します。</u>	ゼロカーボン推進室 建築住宅課	
								拡充	63	県有施設における太陽光発電の設置	・ <u>県有施設において、建物の建築年数、屋根の形状や耐荷重などを考慮した上で、設置可能な施設については、全て、太陽光発電の設置を進めます。</u> ・固定価格買取制度による売電ではなく、創エネルギー、自家消費モデルとしてのノウハウを県有施設において蓄積し、そのノウハウを市町村公共施設、民間事業所に発信します。	ゼロカーボン推進室	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー 種別ごとの促進 策を講じる	太陽光発電	屋根 既存の住宅	発電ポテンシャルの公表	・環境への負荷が少ない建築物の屋根での太陽光発電・太陽熱の利用を促進するため、そのポテンシャルを公表するとともに、太陽光発電と電気自動車との連携、省エネ改修とセットでの施工などの普及モデルを示しながら、自動車業界、住宅業界、金融業界等他分野と協働してその拡大に取り組む【中間見直し】	■信州屋根ソーラーポテンシャルマップ構築 ■信州の屋根ソーラー普及検討会を通じた業界連携 ■太陽熱普及検討WG(仮)などの個別推進策の検討	・信州屋根ソーラーポテンシャルマップ構築(東信・南信は先行公開。中信・北信は令和元年12月に公開) (参考)導入実績 ・住宅用太陽光発電 77,635件(2019年) ・太陽熱利用 22,213件(2017年) ※世帯当たり住宅用太陽光発電の設置容量全国2位	信州屋根ソーラーポテンシャルを活用した展開策、未導入者のボトルネックを解消するまでに至っていない。	継続	—	—	番号60の取組と統合	ゼロ カー ボン推進 室	
			初期投資軽減モデルの確立	・屋根貸しモデルやリース方式、あるいは初期投資ゼロで自ら導入するビジネスモデル(以下「初期投資軽減モデル」という。)を確立 ・地域主導の事業者による事業の展開を支援 ・中小企業向け制度融資を継続(P40)	■民間団体においてビジネスモデルが展開されている屋根貸しや初期投資軽減モデルの取組について、1村1自然エネルギープロジェクトや信州の屋根ソーラーポテンシャルマップなどで情報発信。 ■中小企業向けの制度融資の実施	・1村1自然エネルギープロジェクトへの登録 屋根貸し等のモデル 20件 初期投資軽減モデル 5件 ・信州創生推進資金次世代産業向け(環境・エネルギー分野)において低利融資を実施 R1年度21件(うち太陽光21件)、H30年度27件(うち太陽光25件)、H29年度33件(うち太陽光29件)	・ビジネスモデルが展開されているが、広く県民一般に広がっていない。 ・ニーズが減少しており、融資実績が減少しつつある。	継続	—	—		ゼロ カー ボン推進 室 産業立 地・経営 支援課	
		未利用地	市町村対応マニュアル	・土地の転用などに困難のない一般的な未利用地について、市町村・土地所有者と、事業者との間をつなぐ「メガソーラーマッチング窓口」によって普及(P41) ・メガソーラーをはじめとする太陽光発電所の開発に伴い景観や森林等への影響が懸念されることもあるため、「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」により市町村等の適切な対応を支援する等、地域と調和した太陽光発電を推進【中間見直し後変更】	■メガソーラーマッチング窓口で事業候補地を公表。 ■「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を作成し公表。	H23～H24 メガソーラー候補地公表マッチング件数4件 (県有地1件・市町村有地3件) H28 「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」公表	「市町村対応マニュアル」で支援するも、法的な拘束力等はなく、景観問題や、災害発生の懸念において地域住民との合意形成の出来ない個別支障事例の増加。	拡充	64	太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル	・野立て太陽光発電設備など地域住民とのトラブルとなっている事業も散見されることから、長野県においての太陽光発電の推進モデルを明確にし、「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を改定し、地域と調和した太陽光発電事業を推進します。	ゼロ カー ボン推進 室	
								継続	65	環境影響評価制度	環境影響評価制度に基づき、学識経験者や地域住民等から広く意見を聴取するとともに、それらを踏まえた知事の意見を事業者に提出することにより、大規模な再生可能エネルギー事業に係る環境影響の回避、提言を図ります。	環境政 策課	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー 種別ごとの促進 策を講じる	小水力発電		共通	・小水力発電の案件形成段階の支援として、適地選定、事業者育成、地域の合意形成、事業計画策定に係る技術、許認可手続き、経営に係る支援を行う「小水力発電キャラバン隊」を立ち上げ、地域の状況を踏まえたオーダーメイドのサポートを行う ・水利権の取得可能性、申請の容易性も踏まえた適地の選定を促すため、水利権相談窓口を県庁に設置 ・研修啓発事業や小水力発電手引き等の整備を進める ・地域の事業者が行う流量調査等の導入可能性の調査・検討、概略設計等の事業開発の支援 ・Made in 信州の水力発電の技術の活用、資金調達のサポート等によるモデル事業を促進 ・規制については、水利権など小水力発電推進に関する必要な改革を国に求める(P41)	■小水力発電キャラバン隊による支援・課題解決 ■水利権窓口の設置 ■事業者間の交流・知見蓄積の支援 ■収益納付型補助金制度を設計 ■産業化研究会による支援、モデルの創出 ■自然エネルギー協議会で国に対し要望	・小水力発電キャラバン隊による支援件数 地区別出張相談会 86件(累計) 適地選定講習会 58団体 ・自然エネルギー地域発電推進事業により4箇所の発電所が稼働。(1箇所建設中) ・手引きの説明会等の研修会を実施 ・産業化によるプロジェクトが進行中 ・FITを利用した発電設備導入状況(2019年12月末時点) 30,000kW未満で 導入件数 56件 全国1位 導入容量 80,873kW 全国1位 1,000kW未満で 導入件数 46件 全国1位 導入容量 7,193kW 全国4位 200kW未満で 導入件数 38件 全国1位 導入容量 3,192kW 全国1位	・事業者の知見・技術の蓄積途上 ・事業者の人材不足 ・大きな出力箇所ほど県外出資になっており、地域主導型になっていない ・導入件数全国1位ながらも、ポテンシャル(全国2位)を考慮すれば、事業化の事例が少ない		・小水力キャラバン隊等による推進	【水力発電】番号66 ・ 県内の小水力発電の適地について、改めて、事業実現性を精査し、小水力発電ポテンシャルの最大限の活用を目指す とともに、新規開発については、市町村と連携して推進します。 ・小水力発電の円滑な事業化のために、適地選定、事業者育成、地域の合意形成、事業計画策定に係る技術、許認可手続き、経営に係る支援を行う「小水力発電キャラバン隊」により、事業特性を踏まえたオーダーメイドのサポートを行うとともに、水利権窓口により、水利権の取得可能性等を踏まえた円滑な適地の選定を促します。 ・ 金融機関からの小水力発電事業への融資を活発化させるため、事業実績に係る情報の共有化など金融機関が事業に参画しやすい仕組みを構築します。 ・土地改良施設への小水力発電施設整備を引き続き支援するとともに、施設管理者と民間事業者が連携した導入モデルについても検討し、更なる支援の方向性を探ります。 ・ 県内での小水力事業者を育成するため、建設土木業界など他分野からの新規参入者を発掘、支援します。	ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進室 河川課 砂防課 農地整備課 電気事業課 ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進室 農地整備課 ゼロカーボン推進室		
		河川 一般河川	相談窓口・技術支援・事業化支援	・河川への影響が少ない規模での小水力発電の普及を中心に推進	■部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施。	戦略以降モデル的な発電所が整備され、稼働まで至っている。2箇所(iNE開発㈱2kW、長野自然電力(合)190kW)	・適地選定等調査や許認可に長い期間を要する	拡充	66	・他分野からの参入促進		ゼロカーボン推進室	
		河川 砂防堰堤	相談窓口・技術支援・事業化支援	・土砂災害対策に影響を及ぼさず、河川への影響も少ないものについては小水力発電の普及を推進	■部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施。	戦略以降モデル的な発電所が整備され、稼働まで至っている。1箇所(長野エネルギー開発㈱190kW)	・砂防堰堤利用の許認可に時間を要する					ゼロカーボン推進室 農地整備課	
		河川 既存ダムの放流水	相談窓口・技術支援・事業化支援	・新たな環境負荷を与えない未利用落差であることから、小水力発電での活用を推進		戦略以降県企業局により放流水を利用した発電所が整備され、稼働に至っている。2箇所(高遠発電所199kW、奥裾花第2発電所999kW)	・適地の掘り起こしと知見・技術の蓄積 ・民間事業者への展開					ゼロカーボン推進室	
		非河川 農業用水路	相談窓口・技術支援・事業化支援	〃		小水力発電キャラバン隊適地選定講習会での施設見学会(白馬村平川小水力発電所、春富水力発電所)を開催	農業用水を活用した小水力発電は、水利権の手続きが簡素化されており、河川等に比べて導入が容易であるが、発電施設の維持管理、会計処理等に不安を持っている施設管理者も多いため、引き続き導入に向けた支援を行う必要がある。また、発電施設の設置状況を踏まえ、候補地調査の公表内容を更新する必要がある。						
			土地改良施設を活用した普及推進	・小水力発電のモデル地区を立ち上げ、その建設から運営の過程で明らかとなる課題を検証し、モデル地区で得られた検証結果を、今後、導入を予定している地区にフィードバックすることにより、農村地域における小水力発電の普及を推進(P41)	■国補助金を活用して土地改良施設に小水力発電施設を整備。施設見学会などを通じて小水力発電の普及・啓発を実施。	①県内の基幹的農業用水路を対象とした発電候補地調査の結果をH26年7月に公表。 ②モデル地区の建設を通じ小水力発電施設の整備を推進。 国庫補助事業を活用した小水力発電施設の整備箇所 白馬村平川小水力発電所など12箇所1,212kW ③民間事業者による小水力発電施設の整備箇所 陣内森林公園小水力発電所など7箇所1,141kW							
		非河川 上下水道	相談窓口・技術支援・事業化支援	・有効落差を利用した小水力発電の適地を市町村と連携して検討し、普及を推進(P41)	■部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施。	戦略以降モデル的な発電所が整備され、稼働まで至っている。1箇所135kW(上田染谷上水道61kW、松本市寿配水地74kW)	・水源が湧水・地下水であるところや小規模な施設が多く、発電適地が限られている。 ・下水道は適地検討したが、適地がない						

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー 種別ごとの促進 策を講じる	バイオマス発電	木質バイオマス 発電所・熱電併給所	県産材供給体制の整備	・産官学連携による「信州F・POWERプロジェクト」の推進により、製材端材や建築に利用しない低質材を資源として用いる熱電併給型木質バイオマス発電施設を、集中型の製材工場に併設することを支援 ・100km圏内を、同プロジェクトの原木生産拠点地域と位置づけ(地域内で薪やペレットとして、熱利用で使われるものを除く。)その他の地域においては、燃料の調達が比較的容易なところにおける製材所併設発電所や木材の安定供給が確保される場所における低質材を用いる専焼木質バイオマス発電所等の地産地消型の設備の導入を推進 ・発電で発生する余熱を有効に利用する熱電併給の事業モデルを促進	・森のエネルギー総合推進事業による発電施設への支援 ・熱電併給に関する検討会の参画 ・自然エネルギー地域発電推進事業による事業化支援	・ソヤノウッドパワー発電所が2020年10月稼働予定 ・塩尻市が中心となり、熱利用に関する検討会を実施(信州しおじり木質バイオマス推進協議会:H25～H30で計8回) ・自然エネルギー地域発電推進業においてバイオマス発電事業の事業化検討支援 1件(諏訪)	「信州F・POWERプロジェクト」における長期安定的な発電用木材の調達 ・各バイオマス発電所設置における県内全体での安定的な発電用木材の調達	継続	67	信州F・POWERプロジェクト等の推進	【木質バイオマス発電】番号67 ・産官学連携による「信州F・POWERプロジェクト」の推進により、木質バイオマス発電施設への燃料用原木の安定供給が行われるよう、関係者の調整等に取り組めます。 ・「信州F・POWERプロジェクト」のほか、県内各地の木質バイオマス発電施設への燃料用原木の安定供給が行われるよう、関係者の調整等に取り組めます。	県産材利用推進室 ゼロカーボン推進室	
		木質バイオマス 安定的な燃料供給確保	総合的な林業再生事業(造林・再生対策・高性能林業機械)	・林業経営団地(搬出間伐を行う区域)を全県で設定するとともに、搬出間伐、路網整備、高性能林業機械の導入等を促進し、現場でのチップ化等の先導的なモデルの構築を図る ・民有林に加え、国有林との連携を図り、技術と経営感覚を持ったリーダー等の担い手育成などを進め、安定供給体制を構築 ・集中型の製材工場の設置などにより、需要側からの牽引によって生産性・効率性と分業のもとでの新しいシステムを備えた林業を創生することを通じて、年間の成長量の範囲で木材のカスケード利用による木質バイオマスの生産量高める。 ・街路樹等の剪定枝等の未利用資源の活用を推進(P42)	・林内路網の整備や高性能林業機械の導入、集約化施策を推進 ・主伐から植栽までの一貫作業システムによる低コスト再造林の実現するための研修会の開催 ・森林管理・木材生産等について総合的な視野で地域を指揮できる人材の育成 ・森のエネルギー総合推進事業による発電施設への支援 ・間伐等森林整備の推進 ・里山の森林資源の木質バイオマスや公共スペース木質化への利活用	・路網整備延長:918km(H25～H29)(路網延長累計8,086km) ・高性能林業機械の導入:81台(H25～H29)(計347台) ・集約化面積:5,576ha(H25～H29) ・一貫作業システムの普及に向けた研修会の開催(H28～30) ・森林管理・木材生産等に係る地域リーダーの育成:30人(H25～H29) ・木質バイオマス生産量5万9千m ³ (H29)(H27:5万3千m ³) ・間伐等森林整備面積:78,751ha(H25～H29) ・里山の森林資源により木質バイオマス利用や公共スペースの木質化等に取り組んだ地域:30地域(H25～H29)	・路網整備は着実に進捗しているが、更に整備していく必要あり ・施業集約については、集落周辺の所有規模の細かい私有林が残っているため、集約化を進めるための仕組みづくりの検討が必要 ・低コスト造林を実現するために、一貫作業システムの更なる技術の普及・定着が必要	拡充		・これまで十分に管理等がなされなかった森林について、新たな森林経営管理制度や森林税活用事業等を導入し、整備対象森林の集約化により、間伐や間伐材の生産を効果的に進めます。 ・信州の森林づくり事業の対象範囲を拡充し、再造林を進めることで、主伐による効率的な生産を推進します。 <u>・主伐から植栽までの一貫作業システムの普及・定着を進めるとともに、ICTを活用したスマート林業の推進による施工管理コストの縮減、オーストラリア等の林業先進国をモデルにした機械化などにより、主伐の促進・低コスト造林の実現を図ります。</u>	森林政策課 森林づくり推進課 県産材利用推進室		
		非木質バイオマス 下水汚泥	処理場での発電事業の推進	・県有の下水処理場において消化ガス発電事業を進め、その知見を市町村と共有するなど、下水汚泥のエネルギー利用を推進(P42)	■ 流域下水道終末処理場での消化発電の実施 汚泥焼却炉を有せず余剰ガスの多い犀川安曇野流域終末処理場で消化ガス発電を実施 ■ 公共下水道終末処理場での消化ガス発電の実施 松本市宮渕浄化センター、松本市両島浄化センター、飯田市松尾浄化管理センターで消化発電を実施 ■ 流域下水道“ZERO”エネルギープラン策定	・犀川安曇野流域発電量 H25年度 58,008kWh H26年度 1,190,359kWh H27年度 1,390,928kWh H28年度 1,303,840kWh H29年度 1,499,976kWh H30年度 1,502,412kWh ・市町村等下水処理場におけるバイオガス発電 長野県:犀川安曇野流域下水道 松本市:宮渕浄化センター、両島浄化センター 飯田市:松尾浄化管理センター	・消化ガス発生量を増やす運転方法の検討 ・汚泥処理工程の見直しによる消化ガス発電の拡大 ・他処理場の下水汚泥の集約処理の検討	継続	68	農業残渣、家畜ふん尿、下水汚泥等を利用した発電の推進	【非木質バイオマス発電】番号68 ・非木質バイオマスについては、農業残渣、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥など、メタン発酵によるバイオガスや固体燃料化、直接燃焼など活用を推進します。 ・県有の下水処理場において消化ガス発電事業を進め、その知見を市町村と共有するなど、下水汚泥のエネルギー利用を推進します。	ゼロカーボン推進室 生活排水課	
		非木質バイオマス 畜産・食品系バイオマス	事業化支援	・微生物の嫌気性発酵によるメタンガスを利用するなど、発電と温熱利用を推進(P42)	■ 自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入に市町村等を支援。 ■ 自然エネルギー発電事業が促進されるよう、収益納付型補助金により地域における事業化を支援。	・市町村ごみ処理施設における発電:10件 ・自然エネルギー地域発電推進事業による支援件数:1件(きのご廃培地を活用したバイオガス発電)	・食品系バイオガス発電は、推進について関係部局との連携が必要。 ・畜産系バイオガス発電は、事業コストの低減や発酵残渣の利用方法の確保が必要	継続		・自然エネルギー地域発電推進事業の活用により事業化したきのご廃培地を利用したメタンガスによる発電などの情報を発信、共有し、きのご廃培地の活用等を推進します。	ゼロカーボン推進室		

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー 種別ごとの促進 策を講じる	グリーン熱		共通	・市町村研究会や信州ネット等と連携して情報共有の場をつくりつつ、需要サイドに対しては自然エネルギー導入検討制度、供給サイドに対しては新しいビジネスモデルの立ち上げ支援 ・ビジネスモデルの立ち上げ支援にあたっては、県有施設における場所貸しを検討 ・グリーン熱利用の見える化を進める (P45)	—	—	—	拡充	69	・自然エネルギー導入検討制度 ・信州屋根ソーラーポテンシャルマップの活用による推進	【太陽熱】番号69	建築住宅課 ゼロカーボン推進室	
		太陽熱 新築建築物	自然エネルギー導入検討制度・設置支援	・「自然エネルギー導入検討制度」において、発電設備に優先して、熱利用を検討 ・民間事業者による太陽熱利用の見える化の取組支援により太陽熱導入の効果を発信 (P45) ・固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減 【一部中間見直し】(地域主導型自然エネルギー創出支援事業、環境配慮型住宅助成金)	■戸建て住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギー導入検討を義務化 ■環境配慮型住宅において、自然エネルギー設備の導入に対し助成額を加算(H30から) ■1村1自然エネルギープロジェクトにより、太陽熱導入効果の情報を発信。 ■信州屋根ソーラーポテンシャルマップにより、その地域のポテンシャルを提供することで導入検討の支援を行う。	・新築戸建住宅の自然エネルギー設備の導入率:32.3% ・2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H29年度:25件 H30年度:21件 R1年度:33件 ・環境配慮型住宅における助成実績 H30 1件 R1 2件 ・1村1自然エネルギープロジェクトへの登録 太陽熱 8件 ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援件数 1件 ・信州屋根ソーラーポテンシャルマップ	太陽熱については、熱源や消費量によって効果が異なるため、効果を示すことが難しく、普及が進んでいない。				・建築時に、建築主が自然エネルギー設備の導入を検討するに当たって、設計・建築事業者が自然エネルギー導入の可能性を説明し、その導入を促す制度である 「 <u>自然エネルギー導入検討制度</u> 」における届出対象規模引き下げを検討します。		
		太陽熱 既築建築物	熱利用ポテンシャルの公表 ・設置支援	・リース方式や直接熱供給事業等の初期投資軽減モデルを検討し、普及を進める (P45) ・環境への負荷が少ない建築物の屋根での太陽光発電・太陽熱の利用を促進するため、そのポテンシャルを公表するとともに、太陽光発電と電気自動車との連携、省エネ改修とセットでの施工などの普及モデルを示しながら、自動車業界、住宅業界、金融業界等他分野と協働してその拡大に取り組む ・固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減 【中間見直し後変更】(信州の屋根ソーラー普及事業、地域主導型自然エネルギー創出支援事業、環境配慮型住宅助成金)	■1村1自然エネルギープロジェクトにより、初期投資軽減のモデルとなる情報を発信。 ■信州の屋根ソーラーポテンシャルマップにおいて、ポテンシャル公開に加えて県内業者を掲載 ■地域主導型自然エネルギー創出支援事業により、太陽熱事業を支援 ■H30年度より助成金の要件に自然エネルギー導入検討を義務化(環境配慮型住宅助成金)	・1村1自然エネルギープロジェクトへの登録 初期投資軽減モデル 1件 ・信州屋根ソーラーポテンシャルマップに掲載する太陽熱業者 15社 ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援件数 1件	太陽熱については、熱源や消費量によって効果が異なるため、効果を示すことが難しく、普及が進んでいない。例えば、LPガスや都市ガスを使用する場合には費用対効果が見込めるが、灯油を使用する場合には投資回収が難しい。既築の場合には耐荷重が心配される場合もある。				・ <u>信州屋根ソーラーポテンシャルマップにより公表している、建築物の屋根における太陽熱利用のポテンシャルを活用し、ZEHなどの建築物の性能と連動した効率的な太陽熱利用のモデルを示し、普及を推進します。</u>		

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	グリーン熱	バイオマス熱 新築建築物	自然エネルギー導入検討制度・設置支援	・建築物における「自然エネルギー導入検討制度」により普及(P45) ・固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減 【一部中間見直し】(地域主導型自然エネルギー創出支援事業、環境配慮型住宅助成金)	■戸建て住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギー導入検討を義務化 ■地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援	新築戸建住宅の自然エネルギー設備の導入率:32.3% 2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H29年度:25件 H30年度:21件 R1年度:33件 ・環境配慮型住宅において、自然エネルギー設備の導入に対し助成額を加算(H30から) ・助成実績 H30 26件 R1 20件	検討制度の普及による、建築物の建築主の意識高揚。 木質バイオマスの利用にあたっては、初期投資やメンテナンス・ランニングコスト等を勘案の上、地域の実情に応じた活用方法を検討する必要がある。	拡充	70	自然エネルギー導入検討制度・設置支援	【バイオマス熱】番号70～73 ・建築時に、建築主が自然エネルギー設備の導入を検討するに当たって、設計・建築事業者が自然エネルギー導入の可能性を説明し、その導入を促す制度である「 自然エネルギー導入検討制度 」における 届出対象規模引き下げを検討します。 ・ハウスメーカー・工務店との連携を強化し、薪ストーブ設置を促します。	建築住宅課 ゼロカーボン推進室	
				・初期投資軽減モデルを検討し、薪・ペレットストーブ等の普及を進める(P45) ・固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減 【中間見直し後変更】(地域主導型自然エネルギー創出支援事業、環境配慮型住宅助成金)	■信州産ペレット消費拡大事業等によるペレットストーブ等の導入支援 ■地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援 ■H30年度より環境配慮型住宅助成金の要件に自然エネルギー導入検討を義務化	・ペレットストーブ導入支援実績:930台(H25～H30) ・木質ボイラーの導入支援実績:33台(H25～H30) ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援件数 24件 ・環境配慮型住宅において、導入検討を要件化するとともに、自然エネルギー設備の導入に対し助成額を加算(H30から) ・H30 導入実績 6件(バイオマス熱以外を含む)	・地域主導型自然エネルギー創出支援事業により導入した薪ストーブやペレットストーブによるその後の波及効果について把握できていない。 ・既存建築物における木質バイオマスの利用にあたっては、改修工事が必要であり、初期投資やメンテナンス・ランニングコスト等を勘案の上、地域の実情に応じた活用方法を検討する必要がある。	継続	71	設置支援	・地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金により初期投資を支援し、その効果について発信します。 ・薪や木質ペレット、チップなど木質バイオマスエネルギーを活用したストーブやボイラーの導入を支援するとともに、普及啓発活動を実施し、木質バイオマスの利用増加を図ります。	ゼロカーボン推進室 県産材利用推進室 建築住宅課	
		バイオマス熱 既築建築物	設置支援	・安定的な燃料供給確保として、薪・ペレットの宅配・販売網を推進するとともに、需要側と供給側と一体となった地域資源循環システムなど、バイオマス熱利用のモデルづくり及び当該システムの県内への普及を支援 ・下水汚泥、畜産・食品系バイオマスを活用した熱利用の普及も進める(P45)	■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	・地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援件数 24件 ・グリーンニューディール基金事業:16件	・初期投資の軽減だけでなく、熱供給先の確保や燃料の供給拠点整備といった更なる支援策の検討が必要	継続	72	バイオマス熱供給設備の普及支援	・安定的な燃料供給確保として、薪・ペレットの宅配・販売網を推進するとともに、需要側と供給側と一体となった地域資源循環システムなどのバイオマス熱利用のモデルづくりを支援します。 ・県外の先進事例の知見の共有などを行い、新しいビジネスモデルとしての下水処理、畜産・食品系バイオマスの熱利用の創出を行うとともに、地域主導型自然エネルギー創出支援事業によりモデル事業の支援を行い、事業の誘発を促します。	県産材利用推進室 ゼロカーボン推進室	
				・県産材利用による二酸化炭素固定量の認証や木質バイオマスによるカーボンオフセットを推進(P49)【再掲】	・企業と協働して木質バイオマスの利用によるCO2吸収の削減量を定量的に評価する仕組みを構築	(参考)クレジットの販売実績:485t(H20～H24) ※環境省のJークレジット開始(H25～)に伴い終了	事業終了	廃止	—	—	(取組終了のため記載しない)	県産材利用推進室	
		バイオマス熱 安定的な燃料供給	薪・バイオマス燃料の流通システムの構築支援	・安定的な燃料供給確保として、薪・ペレットの宅配・販売網を推進するとともに、需要側と供給側と一体となった地域資源循環システムなど、バイオマス熱利用のモデルづくり及び当該システムの県内への普及を支援(P45)【再掲】	・薪によるエネルギーの地消地産事業による薪の地域内循環システムの構築 ※ペレットについては県内製造工場の安定的な供給体制が整っているため、ストーブ導入支援等により需要の拡大を進める。	薪の地域循環システムの構築事業実施(H30～H34)5ケ年で10件	構築されたシステムの継続性、経済性	継続	—	—	番号71の取組と統合	県産材利用推進室	
				・産官学連携による「信州F・POWERプロジェクト」の推進により、製材端材や建築に利用しない低質材を資源として用いる熱電併給型木質バイオマス発電施設を、集中型の製材工場に併設することを支援 ・100km圏内を、同プロジェクトの原木生産拠点地域と位置づけ(地域内で薪やペレットとして、熱利用で使われるものを除く。)その他の地域においては、燃料の調達が比較的容易なところにおける製材所併設発電所や木材の安定供給が確保される場所における低質材を用いる専焼木質バイオマス発電所等の地産地消型の設備の導入を推進 ・発電で発生する余熱を有効に利用する熱電併給の事業モデルを促進(P42)【再掲】	・森のエネルギー総合推進事業による発電施設への支援 ・熱電併給に関する検討会の参画	・ソヤノウッドパワー発電所が2020年10月稼働予定 ・塩尻市が中心となり、熱利用に関する検討会を実施(信州しおじり木質バイオマス推進協議会:H25～H30で計8回)	・「信州F・POWERプロジェクト」における長期安定的な原木の調達	廃止	—	—	(信州F・POWERプロジェクトでは熱供給を行わないため削除)	県産材利用推進室	
		バイオマス熱 面的な利用	県産材供給体制の整備	・発電で発生する余熱を有効に利用し、熱電併給の事業モデルを促進(P42)【再掲】	オーストリアからバイオマス関係の技術者を招へいしセミナー及び現地検討会を開催(H28)	・セミナー開催 3回(180名参加) ・現地検討会開催 2回(22名参加) ・オーストリア、フィンランドなどの先進国調査(H25～H30)	熱電併給に対する理解・知識が未熟なため、各種セミナー等を通して引き続き、普及啓発の取組が必要	継続	73	熱電併給所による地域熱供給推進	オーストリアなどの林業先進国との技術交流を推進し、熱電併給のモデル的な取組を進めます。	県産材利用推進室	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー 種別ごとの促進 策を講じる	グリーン熱	地中熱 新築建築物	自然エネルギー導入検討制度・事業化支援	・既築の建築物への設備設置は工事とコストの両面から見て困難であることから、「自然エネルギー導入検討制度」により新築建築物を中心に普及を進める ・低い導入コスト等普及性の高い技術、手法による地中熱利用の実証等を支援するほか、公共施設の新築時等における地中熱利用の検討を促進 (P45)	■原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギーの導入検討を義務化 ■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	・県内地中熱ヒートポンプの導入状況：150件(全国4位) ・県有施設への積極導入(県立大学、県立武道館、信濃美術館) ・新築戸建住宅の自然エネルギー設備の導入率：32.3% ・2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H29年度：25件 H30年度：21件 R1年度：33件 ・グリーンニューディール基金事業：5件 ・地域主導型自然エネ創出支援事業：4件	・初期コストが高い ・地中熱に対する認知度が低い。	拡充	74	その他再生可能エネルギー熱の推進	【地中熱、温泉熱、雪氷熱】番号74 ・既築の建築物への設備設置は工事とコストの両面から見て困難であることから、「 自然エネルギー導入検討制度 」により 新築建築物を中心に普及を進めるとともに、届出対象規模引き下げを検討します。 ・低い導入コスト等普及性の高い技術、手法による地中熱利用の実証等を支援するほか、公共施設の新築時等における地中熱利用の検討を促進します。	建築住宅課 ゼロカーボン推進室	
		温泉熱	事業化支援	・温泉地では低・中温域の温泉熱の利用が可能で、排湯熱のうち特に低温域(25～35℃)の熱交換器やヒートポンプによる温泉熱利用システムを推進。 ・熱交換器やヒートポンプによる温泉熱利用システムを推進 ・初期投資軽減モデルも検討し、普及を進める (P45)	■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	地域主導型自然エネルギー創出支援事業：4件 温室設置による野菜等生産についての可能性調査(高山村) 暖房システム構築のため可能性調査と設置(諏訪市) 河川水及び温泉熱を利用した冷暖房設備の導入(松本市) 温泉熱活用可能性調査(山ノ内町)	熱水の温度が事業性に影響する	継続			・温泉地等での温泉熱利用や、雪室や氷室で保存した野菜などを、再生可能エネルギーを活用した付加価値の高い商品として販売するなど、再生可能エネルギーの利用と地域経済の活性化等を結びつける取組を推進します。	ゼロカーボン推進室	
		雪氷熱	事業化支援	・雪室・氷室や冷熱を室内に循環させる冷房システムなど、雪や氷の持つ冷熱による雪氷熱利用システムの普及を推進 ・雪室や氷室で保存した野菜等を自然エネルギーを活用した付加価値の高い商品として販売することなど、自然エネルギーの利用と地域経済の活性化等を結びつける取組を促進 (P46)	■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	・県内雪氷熱利用施設4件 飯綱町、山ノ内町、野沢温泉村、飯山市 ・長野県グリーンニューディール基金事業：1件 ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業：1件 雪氷熱利用した産物貯蔵施設の整備(山ノ内町)	・雪堆積場の敷地確保と熱利用施設のニーズの一致が必要	継続			・雪室・氷室や冷熱を室内に循環させる冷房システムなど、雪や氷の持つ冷熱による雪氷熱利用システムの普及を推進します。	ゼロカーボン推進室	

大項目	中項目	小項目	取組 (事業)	現行の環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	実施内容 (環境エネルギー戦略に係る取組(事業)の状況)	目標、成果	課題	方向性 評価	番号	取組 (事業)	次期戦略の記載案	担当 課室	取組の 進捗指標
自然エネルギー 種別ごとの促進 策を講じる	その他	地熱・温泉熱発電	バイナリ発電等の事業化支援	・自然公園などの風致景観や生物多様性に対する影響に配慮しつつ普及を進める ・地域とのコンセンサスを得ながら促進するとともに、バイナリ発電など温泉利用や自然保護との両立を図りうる地熱発電及び温泉熱発電の普及を推進(P42)	■自然エネルギー発電事業が促進されるよう、補助金などにより地域における事業化を支援。	・地域主導型自然エネルギー創出支援事業: 1件 源泉を利用した発電と温室設置による野菜等の生産についての可能性調査(高山村) ・県内における地熱発電の可能性調査1件	・地熱発電はリードタイムの長さや導入コスト、リスクの高さから導入事例がない。 ・温泉熱発電は熱水利用について地域合意の形成が必要不可欠であるほか、熱水の温度が事業性に影響する。	継続	75	地熱・温泉熱発電の推進	・自然公園などの風致景観や生物多様性に対する影響に配慮しつつ普及を進めます。 ・地域とのコンセンサスを得ながら促進するとともに、バイナリ発電など温泉利用や自然保護との両立を図りうる地熱発電及び温泉熱発電の普及を推進します。	ゼロカーボン推進室	
		風力発電	適切な場所・手法の検討・影響想定マップ・ガイドラインの提供	・自然環境や景観等に配慮しつつ、適地に普及を推進(P42)	■ガイドライン、影響想定マップを作成、県ホームページへ掲載	・固定価格買取制度による導入件数 0件 ・グリーンニューディール基金事業: 1件 ※2005年頃に大規模風力発電施設の建設計画が3件あったがいずれも事業中止	・長野県は大規模風力発電のポテンシャルが比較的低い。 ・バードストライク等の環境負荷が存在	継続	76	風力発電の推進	・自然環境や景観等に配慮しつつ、適地に風力発電の普及を推進します。	ゼロカーボン推進室	
		バイオ燃料	事業化支援	関係法令等の規制や食料作物との競合等に配慮した適正な利活用を推進(P46)	■信州ベンチャー企業優先発注事業認定	・信州ベンチャー企業優先発注事業認定1件 ・県HPで情報提供	関係法令等の規制や食料作物との競合等に配慮が必要	廃止	—	—	—	ゼロカーボン推進室	

分野別施策の検討資料(現行戦略に対する新規項目)

番号	取組(事業)	次期戦略の記載案	担当課室
1	産業イノベーションの創出	・長野県SDGs推進企業登録制度により、県内企業がSDGsを経営の中心に取り入れる中で、RE100やゼロカーボンへの意識醸成や取組加速を図ります。 ・中小企業向け制度融資において石油由来製品から環境に優しい素材や製品への転換を支援するなど、金融施策により環境課題解決を図ります。 ・長野県ものづくり産業振興戦略プランに基づき、環境・エネルギー分野に関係する県内ものづくり産業の振興を図ります。 ・省エネ機器や燃料電池など今後発展が見込まれる環境関連機器製造業等を技術支援するとともに、IoTを活用した工場の省エネ化を支援します。 ・県内事業者による環境エネルギー分野での技術やノウハウの産業化に向けた取組を関係部局による連携体制により産業化を支援します。	産業政策課 産業立地・経営支援課 産業技術課 ゼロカーボン推進室
2	先端技術を活用した自立分散型エネルギー地域の構築	環境に配慮した快適で安全・安心に暮らせる持続可能な社会を実現するため、先端技術を活用した自立分散型エネルギー地域の構築を目指します。 ・再生可能エネルギー由来の太陽光発電などの不安定電源や小水力発電などの安定電源、蓄電システム等をネットワーク化し、地域内の電力融通を効率的に行うスマートグリッドの構築を目指します。 ・EMS(エネルギー・マネジメント・システム)の普及によるエネルギーの見える化を行い、地域の電力需要と供給の効率的な制御・運用によるエネルギー使用最適化を目指します。 ・エネルギーロスの最小化を目指すため、揚水発電や水素活用による蓄エネルギーについて検討します。 ・長野県DX戦略に示すゼロカーボン・スマートインフラプロジェクトにより、エネルギー情報等をつなぐプラットフォームの導入を推進します。	ゼロカーボン推進室
3	地球温暖化防止に貢献する環境農業の取組拡大	・たい肥の施用や緑肥作物の作付け等により、土壌中に炭素を貯留する地球温暖化防止に効果の高い農業生産方式の定着・拡大を推進します。 ・CO2排出量削減の他、環境への負荷を低減する有機農業の拡大を図るため、有機農業者と消費者・流通業者が連携できる場の拡大や、技術開発、有機農業志向者の就農・農業経営を支援します。	農業技術課
4	再生可能エネルギー由来水素の活用実証事業の推進	水素ステーション活用実証事業を更に推進します。 ・燃料電池自動車(FCV)への利用 ・燃料電池による企業局庁舎への電力供給 ・水素ガスによるエネルギー貯蔵	電気事業課